

## 第7章 資料編

### 7.1 計画策定の経緯

#### (1) 環境審議会の経過

開催年月日	会議名	会議内容
令和2年(2020年) 2月17日(月)	令和元年度 第1回村上市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村上市環境基本計画進捗状況について</li> <li>・第2次村上市環境基本計画等の策定について</li> <li>・村上市地球温暖化対策地域協議会について上市の環境状況について</li> </ul>
令和2年(2020年) 10月2日(金)	令和2年度 第1回村上市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村上・第2次村上市環境基本計画骨子(案)について</li> </ul>
令和2年(2020年) 11月26日(木)～ 12月18日(金)	令和2年度 第2回村上市環境審議会 (書面協議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次村上市環境基本計画素案について</li> </ul>
令和3年(2021年) 2月19日(金)	令和2年度 第3回村上市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次村上市環境基本計画最終案について</li> </ul>

#### (2) 地球温暖化対策地域協議会の経過

開催年月日	会議名	会議内容
令和元年(2019年) 10月29日(火)	令和元年度 第1回 村上市地球温暖化対策地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村上市地球温暖化対策実行計画の推進について</li> </ul>
令和2年(2020年) 12月18日(金)	令和2年度 第1回 村上市地球温暖化対策地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村上市地球温暖化対策実行計画(素案)等について</li> </ul>

#### (3) 環境基本計画等進捗管理委員会

開催年月日	会議名	会議内容
令和2年(2020年) 11月4日(水)	令和元年度 第1回 環境基本計画等進捗管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな計画の施策体系について</li> </ul>

#### (4) パブリックコメント<sup>109</sup>の経過

開催年月日	内容
令和2年(2020年) 12月4日(金)～ 12月25日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次村上市環境基本計画素案について、パブリックコメントを実施</li> </ul>

## 7.2 計画策定の体制

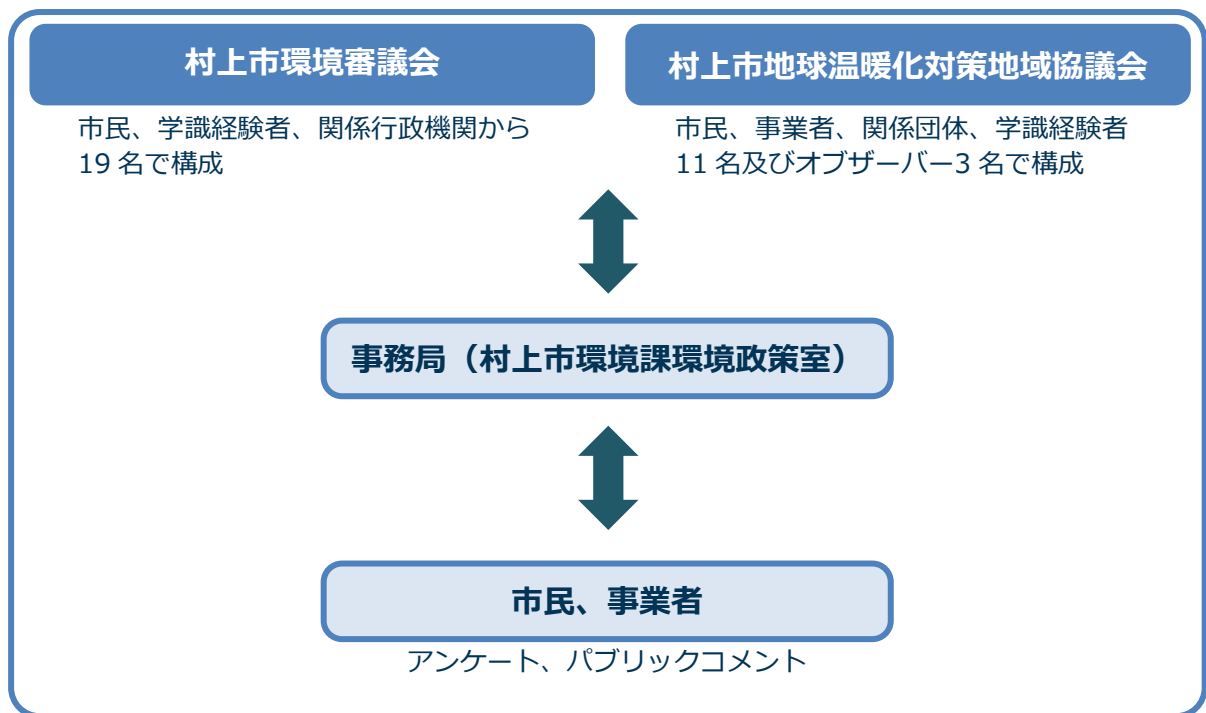


図 7-1 計画策定の体制

## 7.3 村上市環境基本条例

(平成21年3月27日 条例第11号)

目次

前文

第1章 総則(第1条-第7条)

第2章 環境の保全及び創造に関する基本施策

第1節 施策の基本方針(第8条-第10条)

第2節 環境の保全及び創造に関する基本施策  
(第11条-第20条)

第3節 地球環境保全の推進(第21条)

第4節 施策の推進体制等(第22条・第23条)

第3章 環境審議会(第24条)

附則

前文

私たちのまち村上市は、東に飯豊朝日山系の緑の山並みを望み、平成の名水百選に選ばれた清流荒川、サケの帰る川として知られる三面川をはじめとしたいくつもの川を擁し、西には日本海の長い海岸線を有しており、四季折々の変化に富んだ自然環境と先人のたゆみない努力により、歴史と文化と産業のまちとして発展してきた。

私たちは、これらの環境から多くの恵みを受けてきたが、大量生産、大量消費及び大量廃棄を伴う社会経済活動や生活様式の変化は、利便性を高める一方で、身近な自然環境や快適な生活環境を脅かすとともに、地球全体の環境にも大きな影響を及ぼすようになってきた。

私たちは、健康で文化的な生活を営むために、良好で快適な環境の恵みを受ける権利を有するとともに、このかけがえのない環境を将来にわたって、守り、育み、さらに将来の世代へ引き継いでいく責務を負っている。

私たちの生活が環境へ影響を与えていることを自覚し、自らの生活、社会経済活動を見直し、さらに先人の生活の知恵に学び、自然との共生

を図りながら、環境への負荷の少ない社会を築いていかなければならない。

このため私たちは、互いに協力し合い、学び合い、自ら参加して村上市の豊かで美しく良好な環境の保全及び創造に積極的に努めることを決意して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民等の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体若しくはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下



(鉱物採取のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(4) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要な環境を確保し、これを良好な状態で将来の世代に継承することができるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、地域における多様な生態系の健全性を維持し、及び回復するとともに人と自然との豊かなふれあいを保つことにより、人と自然とが共生できるよう適切に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境の保全上の支障を未然に防止することを基本に、環境への負荷の少なく、持続的発展が可能な社会の構築を目的として、公平な役割分担の下に、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。

4 地球環境保全は、すべての者が人類共通の課題であることを認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、自ら行うすべての施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全と創造に配慮するとともに、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴って生ずる公害その他の環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者及び民間団体の責務)

第7条 通勤、通学及び観光旅行等で本市に滞在する者は、第5条に定める市民の責務に準じて環境の保全及び創造に努めるものとする。

2 市民又は事業者が組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)は、前条に定める事業者の責務に準じて環境の保全及び創造に努めるものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本施策

第1節 施策の基本方針

(施策の基本方針)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 人の健康の保護及び生活環境の保全が図られるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。

- (2) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図ること。
- (3) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を適正に保全すること。
- (4) 人と自然が豊かに触れ合うとともに共生することができる環境を確保すること。
- (5) 歴史的文化的な環境と調和のとれた景観の形成を図り、快適な環境を創造すること。
- (6) 廃棄物の発生の抑制、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を促進すること。
- (7) 地球環境保全を積極的に推進すること。

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する長期的かつ総合的な施策の大綱
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及び民間団体等(以下「市民等」という。)の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第24条に規定する村上市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第10条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境

の保全及び創造に関する施策の実施状況等について、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2節 環境の保全及び創造に関する基本施策  
(市の施策の策定等に当たっての環境への配慮)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策又は事業計画を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図ることにより環境への負荷が低減されるよう配慮しなければならない。

(事業実施時における環境への配慮)

第12条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境への負荷の低減について配慮するよう促すため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障防止)

第13条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第14条 市は、市民等が環境への負荷の低減のための施設の整備その他適切な措置をとることを促進するため、必要かつ適切な経済的助成の措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、特に必要があるときは、市民等に適正な経済的負担を求める措置を講ずるものとする。

(公共的施設の整備等)

第15条 市は、環境の保全及び創造に資する公共的施設の整備を進めるとともに、これらの施設の適切な利用を促進するため必要な措置を講ずるものとする。



(資源の循環的な利用等の促進)

第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

(環境教育等の推進)

第17条 市は、市民等が環境の保全及び創造に関する理解を深めるとともに、これに関する活動の意欲を高めるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進、広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動への支援)

第18条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境状況の把握等)

第19条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な情報の収集、調査及び研究の実施に努めるものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(情報の提供)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

### 第3節 地球環境保全の推進

第21条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体及びその他の関係団体等(以下「国等」という。)と連携し、地球環境保全に関する調査、情報の提供等に努めるものとする。

### 第4節 施策の推進体制等

(推進体制の整備)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

2 市は市民等と協力して環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため連携体制の整備に努めるものとする。

(国等との協力)

第23条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国等と協力して、その推進に努めるものとする。

### 第3章 環境審議会

第24条 環境基本法(平成5年法律第91号)

第44条の規定に基づき、村上市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 環境の保全及び創造の基本的事項及び重要事項に関すること。

(3) その他環境の保全及び創造に関し、必要と認められる事項に関すること。

3 審議会は、前項に定める事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

(1) 市民

(2) 学識経験者

(3) 関係行政機関の職員

(4) その他市長が適当と認める者

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。  
ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、  
前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織  
及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行  
する。

(村上市公害防止条例の一部改正)

2 村上市公害防止条例(平成 20 年条例第 172  
号)の一部を次のように改正する。第 14 条を次  
のように改める。

(基本的事項の審議)

第 14 条 公害対策に関する基本的事項の審議  
は、市長の諮問により、村上市環境基本条例(平  
成 21 年条例第 11 号)第 24 条に規定する村上  
市環境審議会で行う。

## 7.4 環境関連データ

### (1) 前計画の環境指標

前計画「村上市環境基本計画」における環境指標の推移を示します。

#### ① 基本目標 1

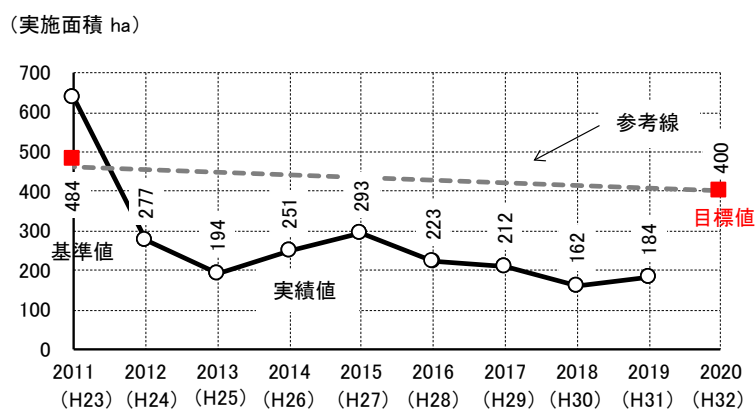
指標一覧

基本目標	個別目標	指標項目	平成 23 年 (2011 年) 基準値	平成 32 年 (2020 年) 目標値
基本目標 1：緑豊かな山々と美しい水辺のある自然と親しみ自然と共生する	個別目標 1 山々の緑と水を大切にする	間伐等実施面積 (ha)	484	400
		防除区域内松くい虫被害面積 (ha)	3	2
	個別目標 3 美しい海岸を大切にする	海岸の美しさに関する満足度(アンケート調査) (%)	55	75
	個別目標 4 野生の動植物を保護し、生息・生育環境を大切にする	有害鳥獣による被害面積 (ha)	231	50
		身近に見かける動植物の豊かさに関する満足度(アンケート調査) (%)	59	80
個別目標 5 農村の自然環境を大切にする	エコファーマー認定農業者数 (人)	195	219	

基本目標 1：緑豊かな山々と美しい水辺のある自然と親しみ自然と共生する

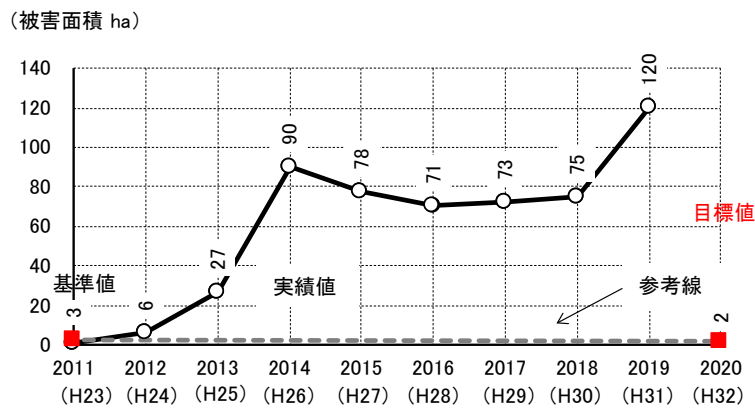
### 個別目標 1 山々の緑と水を大切にする

#### 〔間伐等実施面積〕





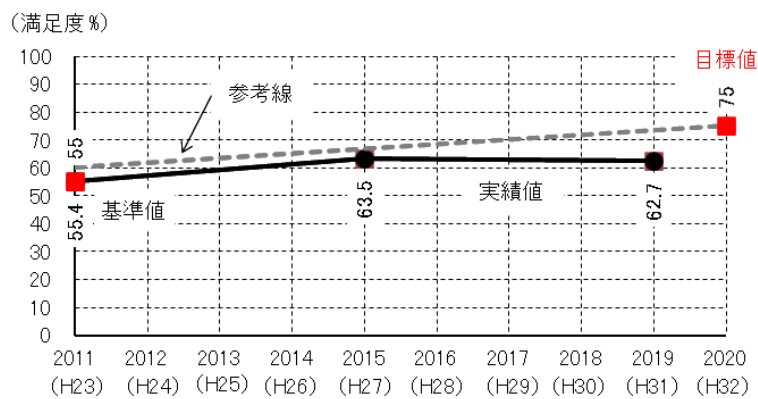
〔防除区域内松くい虫被害面積〕



基本目標 1：緑豊かな山々と美しい水辺のある自然と親しみ自然と共生する

個別目標 3 美しい海岸を大切にする

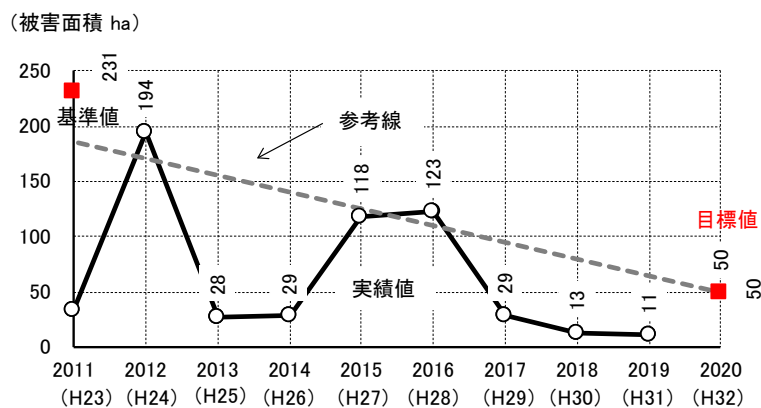
〔海岸の美しさに関する満足度（アンケート調査）〕



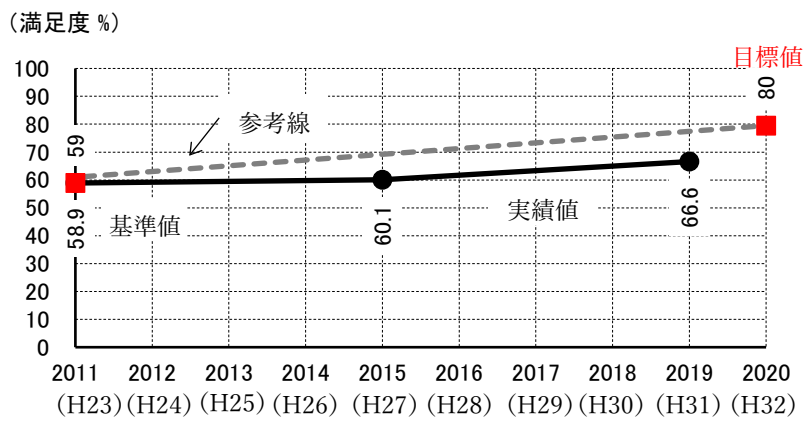
基本目標 1：緑豊かな山々と美しい水辺のある自然と親しみ自然と共生する

個別目標 4 野生の動植物を保護し、生息・生育環境を大切にする

〔有害鳥獣による被害面積〕



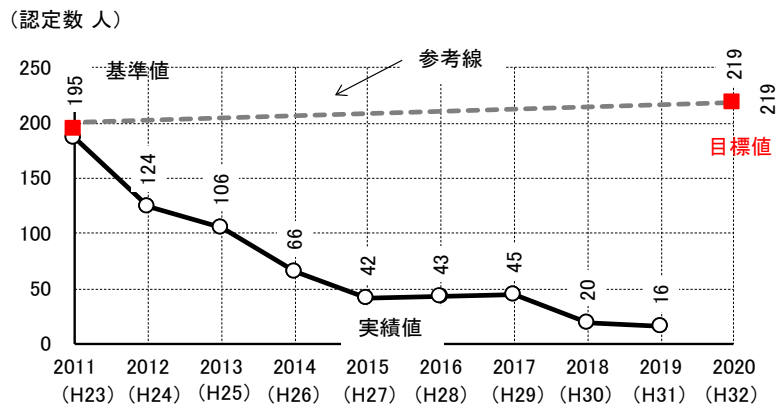
〔身近に見かける動植物の豊かさに関する満足度（アンケート調査）〕



基本目標 1：緑豊かな山々と美しい水辺のある自然と親しみ自然と共生する

個別目標 5 農村の自然環境を大切にする

〔エコファーマー認定農業者数〕



## ② 基本目標 2

## 指標一覧

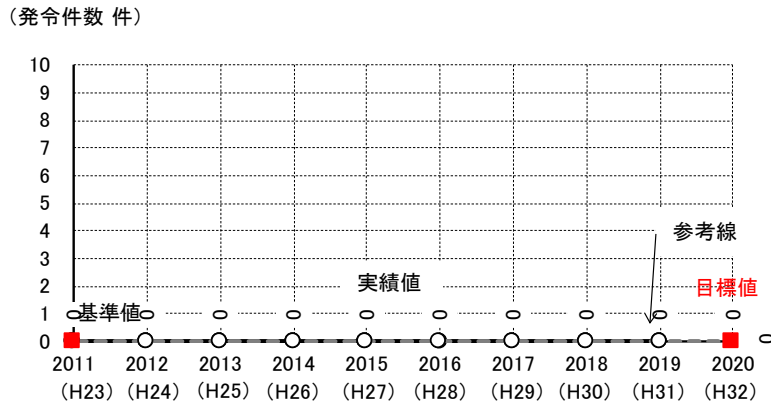
基本目標	個別目標	指標項目	平成 23 年 (2011 年) 基準値	平成 32 年 (2020 年) 目標値
基本目標 2：清潔で安全・安心な生活の中で資源の循環を追求する	個別目標 1 さわやかで気持ちのよい空気を守る (大気環境の保全)	光化学オキシダント <sup>43</sup> 注意報発令件数(件)	0	0
		空気のきれいさに関する満足度(アンケート調査)(%)	67	84.5
	個別目標 2 清らかなおいしい水を守る (水環境の保全)	BOD等の環境基準達成率(%)	100	100
		水のきれいさに関する満足度(アンケート調査)(%)	60	80.2
		上水道水質基準適合率(%)	100	100
		上水道普及率(%)	96	98.5
		水洗化率(公共下水道)(%)	52	69.8
		水洗化率(集落排水)(%)	75	83.2
		水洗化率(合併処理浄化槽)(%)	74	82
	個別目標 3 土壌と地下水の安全を守る	新たな土壌・地下水汚染発生件数(件)	0	0
	個別目標 4 静かで落ち着いた環境を守る	市道改良率(%)	68	71.3
		家のまわりの静けさに関する満足度(アンケート調査)(%)	70	84.3
	個別目標 5 安全・安心な生活を確保する	化学物質による環境汚染事故の発生件数(件)	0	0
		浸水被害区域の解消率〔浸水被害解消区域面積〕(%)	6	83.1
	個別目標 6 ごみや汚れのない美しいまちを創造する	クリーン作戦や一斉清掃の実施回数(回)	80	112
		地域の清潔さに関する満足度(アンケート調査)(%)	29	64.2
	個別目標 7 資源を大切にする循環型社会を作る	1人1日あたりのごみ排出量(g)	796	753.8
		1人1日あたりの家庭から排出されるごみの量(g)	657	550.4
		事業系ごみの総量(t)	8071	5193
		リサイクル率(%)	14	28
最終処分量(t)		2610	659	



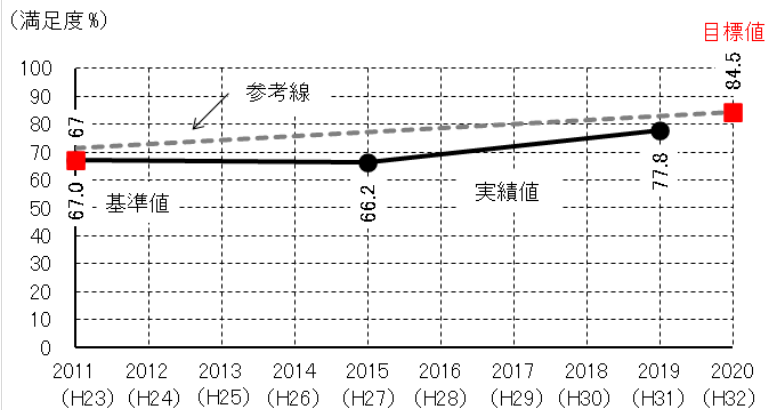
基本目標 2：清潔で安全・安心な生活の中で資源の循環を追求する

個別目標 1 さわやかで気持ちの良い空気を守る（大気環境の保全）

〔光化学オキシダント注意報発令件数〕



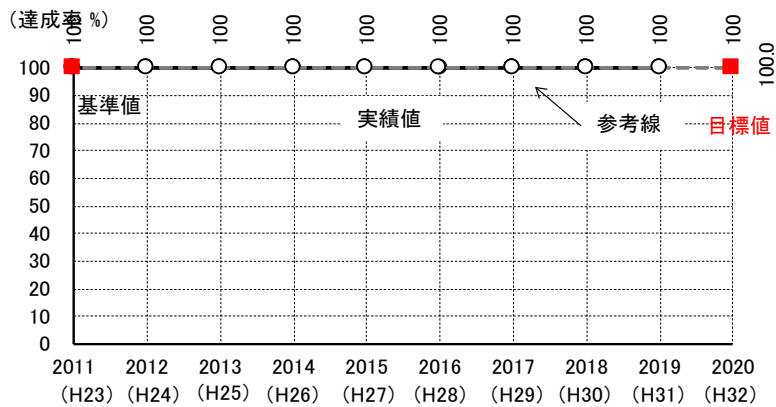
〔空気のきれいさに関する満足度（アンケート調査）〕



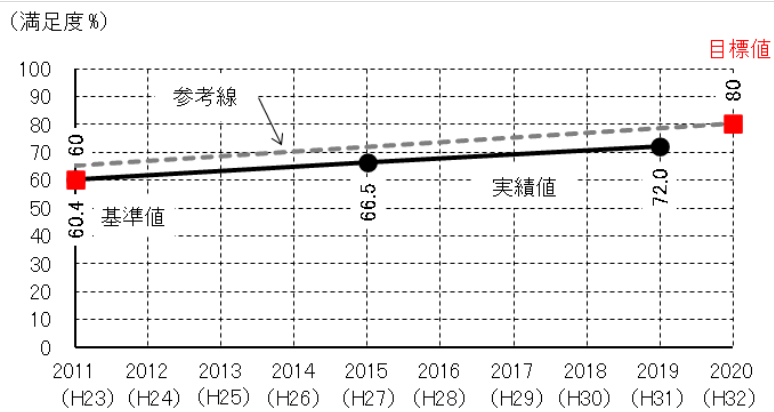
基本目標 2：清潔で安全・安心な生活の中で資源の循環を追求する

個別目標 2 清らかなおいしい水を守る（水環境の保全）

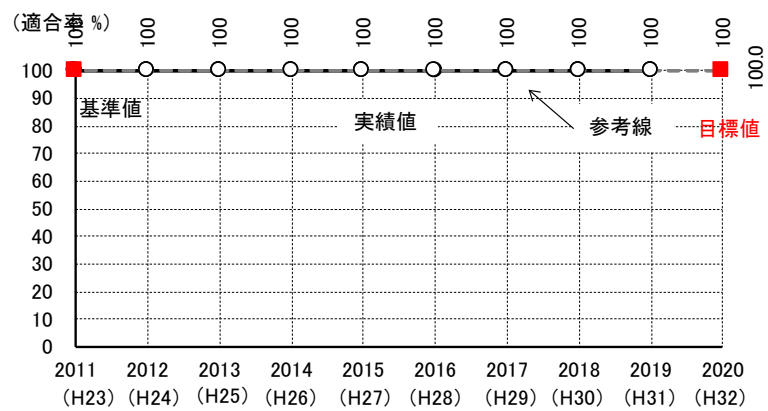
〔BOD等の環境基準達成率〕



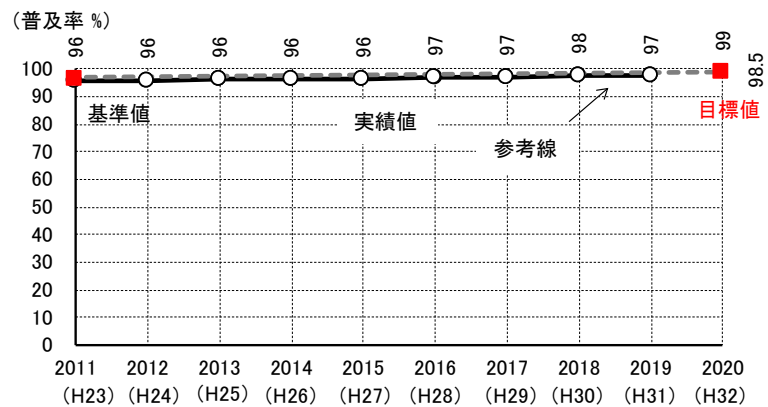
〔水のきれいさに関する満足度（アンケート調査）〕



〔上水道水質基準適合率〕



〔上水道普及率〕



第1章

第2章

第3章

第4章

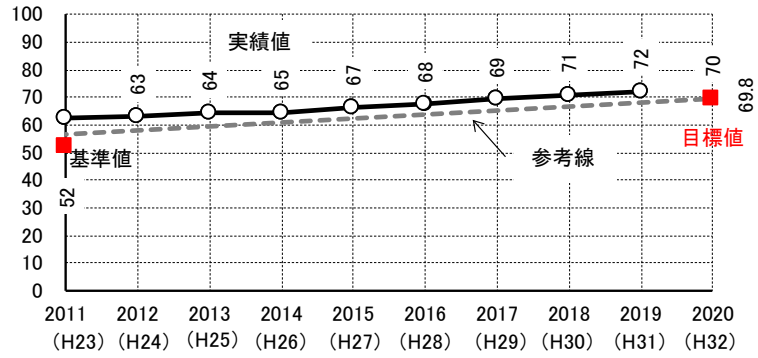
第5章

第6章

第7章

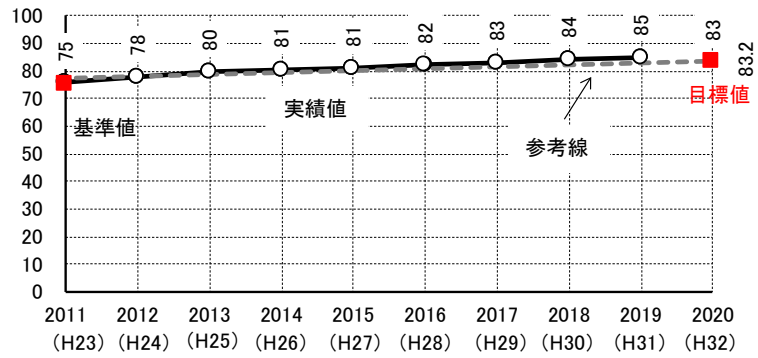
〔水洗化率（公共下水道）〕

(水洗化率 %)



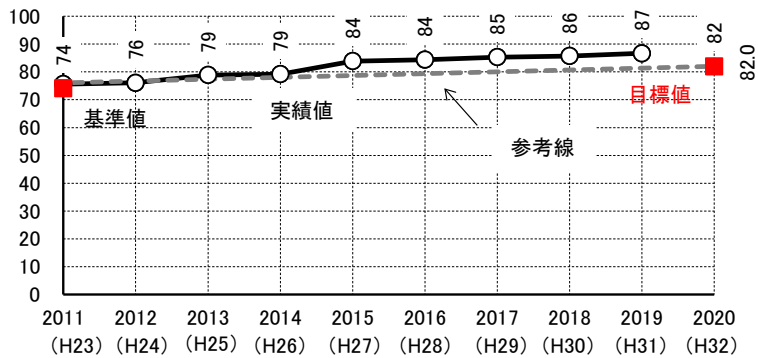
〔水洗化率（集落排水）〕

(水洗化率 %)



〔水洗化率（合併処理浄化槽）〕

(水洗化率 %)



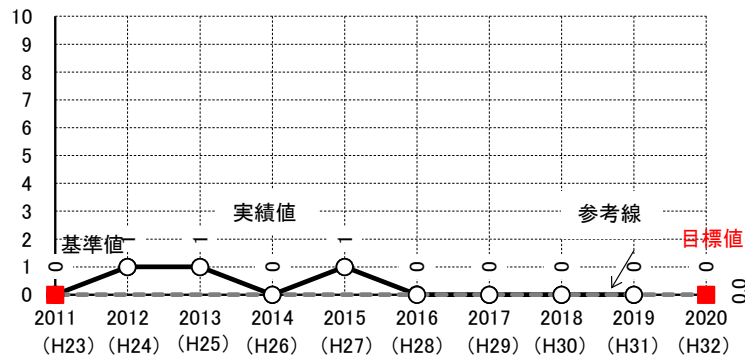


基本目標 2：清潔で安全・安心な生活の中で資源の循環を追求する

### 個別目標 3 土壌と地下水の安全を守る

〔新たな土壌・地下水汚染発生件数〕

(発生件数 件)

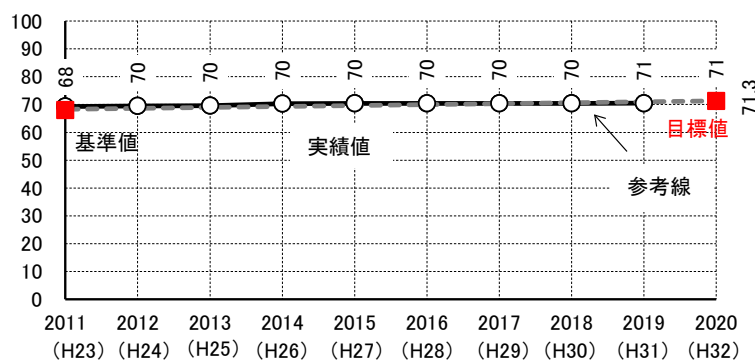


基本目標 2：清潔で安全・安心な生活の中で資源の循環を追求する

### 個別目標 4 静かで落ち着いた環境を守る

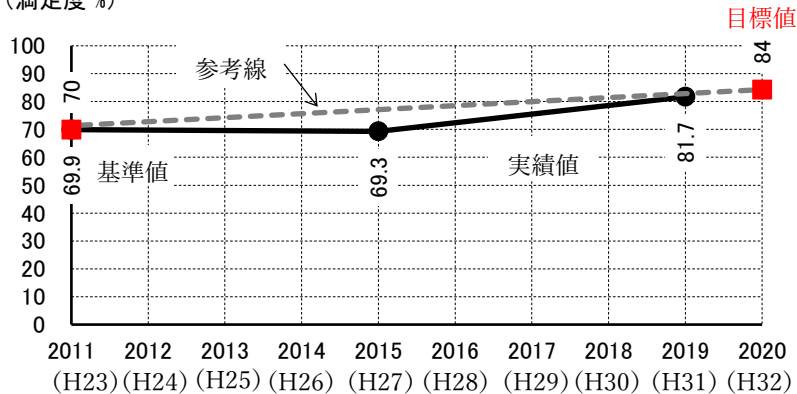
〔市道改良率〕

(改良率 %)



〔家のまわりの静けさに関する満足度 (アンケート調査)〕

(満足度 %)



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

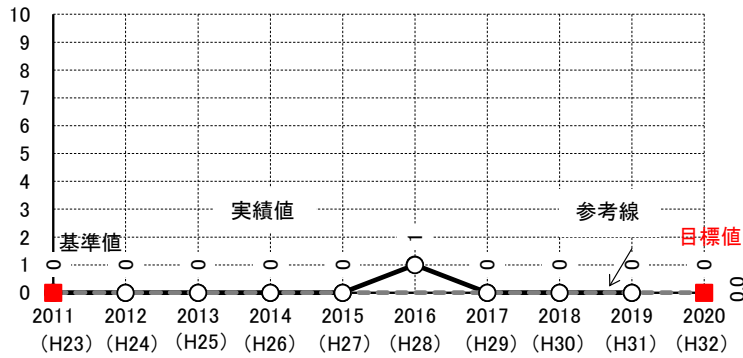
第7章

基本目標 2：清潔で安全・安心な生活の中で資源の循環を追求する

### 個別目標 5 安全・安心な生活を確保する

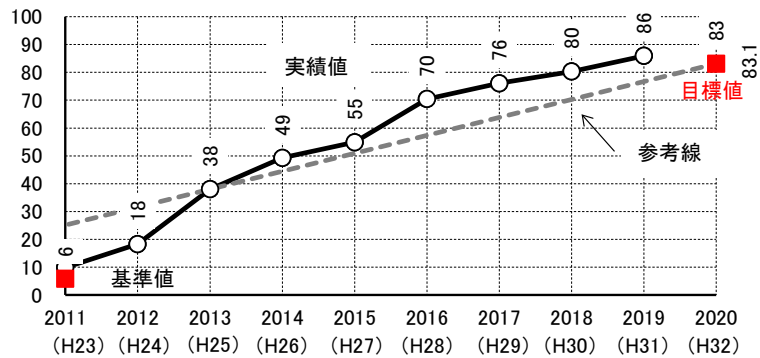
#### 〔化学物質による環境汚染事故の発生件数〕

(発生件数 件)



#### 〔浸水被害区域の解消率〔浸水被害解消区域面積〕〕

(解消率 %)

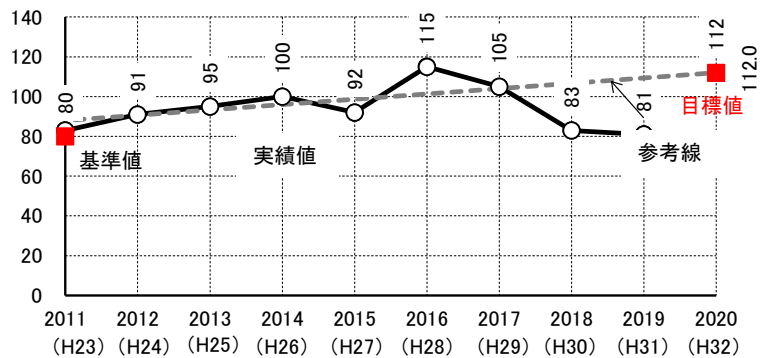


基本目標 2：清潔で安全・安心な生活の中で資源の循環を追求する

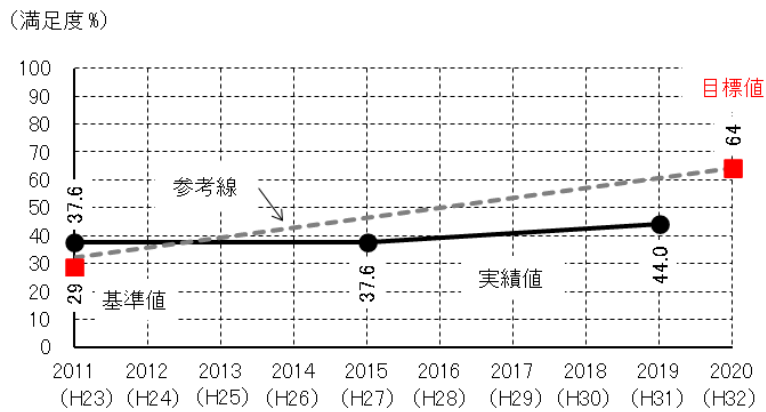
### 個別目標 6 ごみや汚れのない美しいまちを創造する

#### 〔クリーン作戦や一斉清掃の実施回数〕

(実施回数 回)



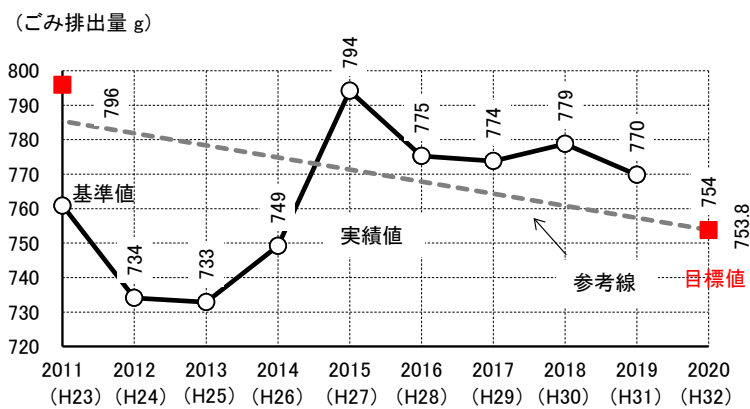
〔地域の清潔さに関する満足度（アンケート調査）〕



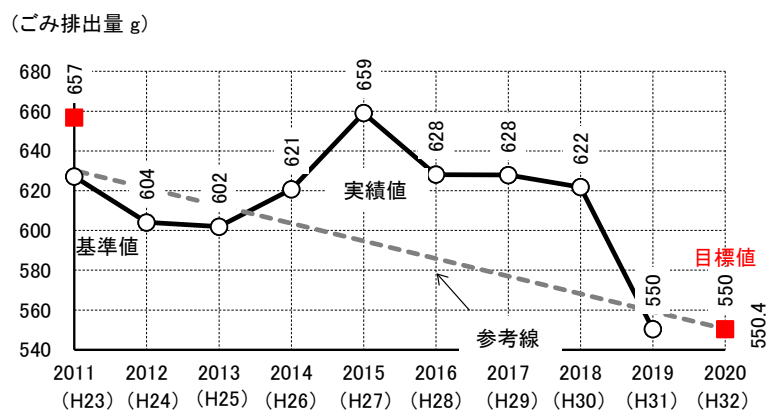
基本目標 2：清潔で安全・安心な生活の中で資源の循環を追求する

個別目標 7 資源を大切に作る循環型社会を作る

〔1人1日あたりのごみ排出量〕



〔1人1日あたりの家庭から排出されるごみの量〕



第1章

第2章

第3章

第4章

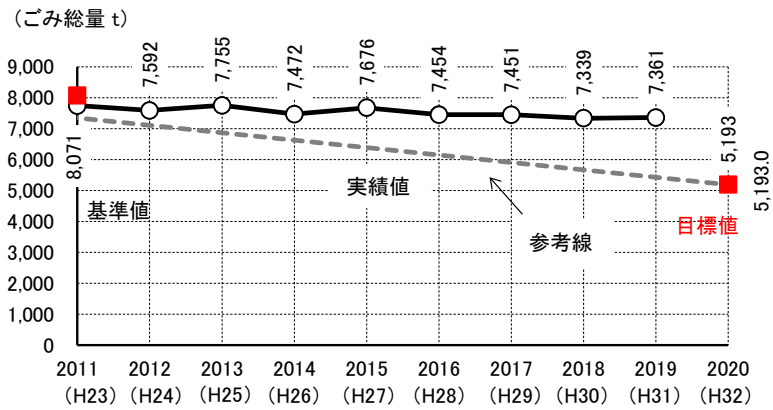
第5章

第6章

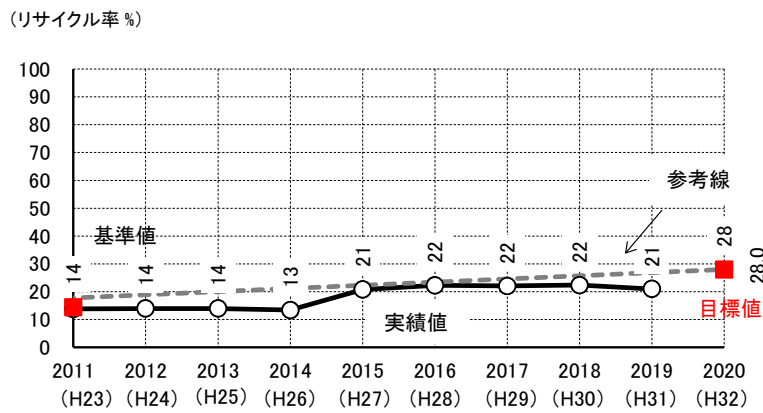
第7章



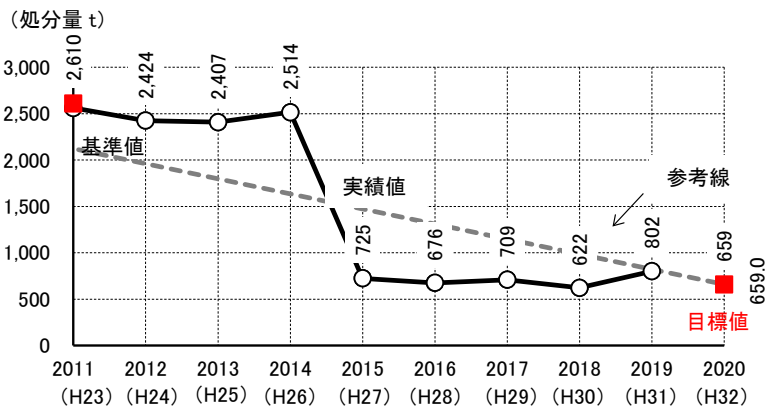
〔事業系ごみの総量〕



〔リサイクル率〕



〔最終処分量〕



③ 基本目標 3

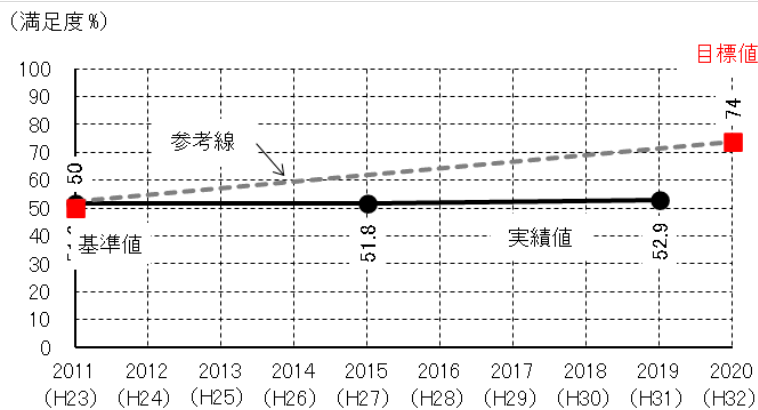
指標一覧

基本目標	個別目標	指標項目	平成 23 年 (2011 年) 基準値	平成 32 年 (2020 年) 目標値
基本目標 3：歴史と伝統のある地域社会の中で快適な暮らしを創造する	個別目標 1 歴史と伝統を継承し、新たな文化を創造する	町並みの美しさに関する満足度(アンケート調査)(%)	50	73.8
	個別目標 2 快適な暮らしと生活空間を創造する	市民一人あたりの都市公園 <sup>98</sup> 面積(m <sup>2</sup> )	22	24.4

基本目標 3：歴史と伝統のある地域社会の中で快適な暮らしを創造する

個別目標 1 歴史と伝統を継承し、新たな文化を創造する

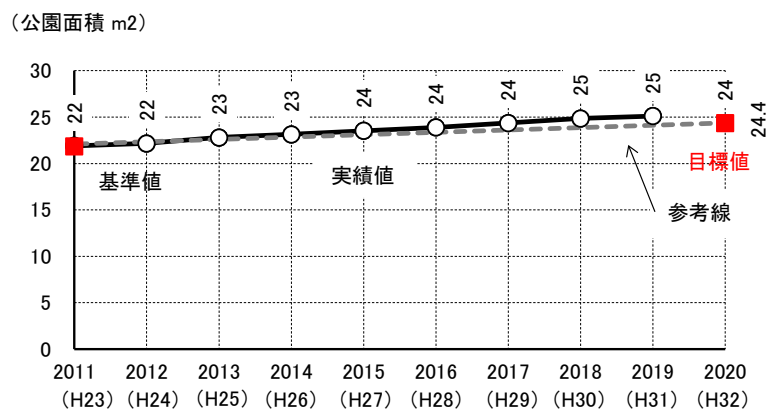
〔町並みの美しさに関する満足度(アンケート調査)〕



基本目標 3：歴史と伝統のある地域社会の中で快適な暮らしを創造する

個別目標 2 快適な暮らしと生活空間を創造する

〔市民一人あたりの都市公園面積(m<sup>2</sup>)〕



④ 基本目標 4

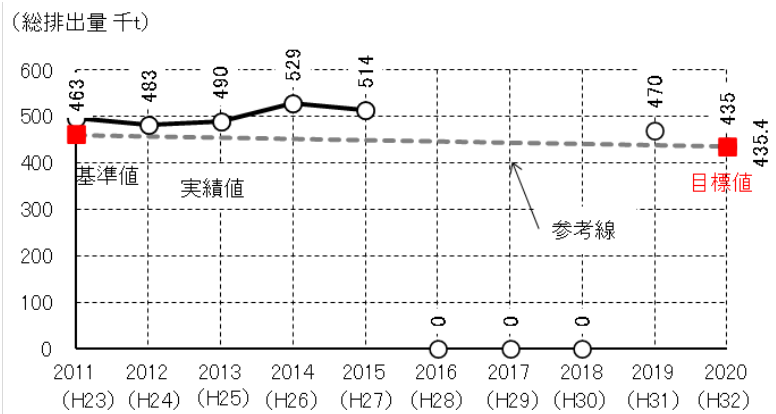
指標一覧

基本目標	個別目標	指標項目	平成 23 年 (2011 年) 基準値	平成 32 年 (2020 年) 目標値
基本目標 4：地域から世界を考え地球環境の保全に取り組む	個別目標 1 地球温暖化対策を推進する	温室効果ガスの年間総排出量(千 t)	463	435.4
		公用車の低公害車導入台数(台)	53	150

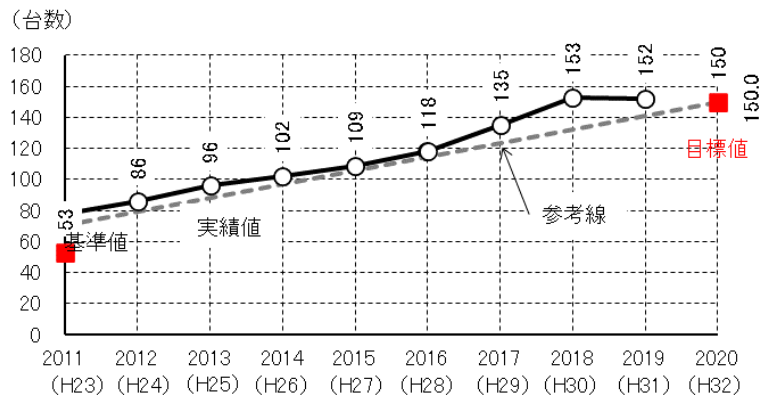
基本目標 4：地域から世界を考え地球環境の保全に取り組む

個別目標 1 地球温暖化対策を推進する

〔温室効果ガスの年間総排出量〕



〔公用車の低公害車導入台数〕



⑤ 基本目標 5

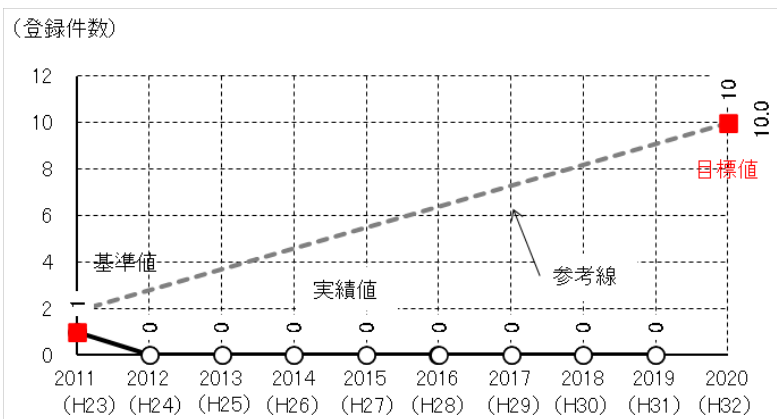
指標一覧

基本目標	個別目標	指標項目	平成 23 年 (2011 年) 基準値	平成 32 年 (2020 年) 目標値
基本目標 5：環境の保全に市民・事業者・行政が一体となって取り組む	個別目標 2 環境教育・環境学習の実施	「こどもエコクラブ」 <sup>48</sup> の登録件数(件)	1	10
		クラインガルテン <sup>34</sup> 利用者数(人)	0	600

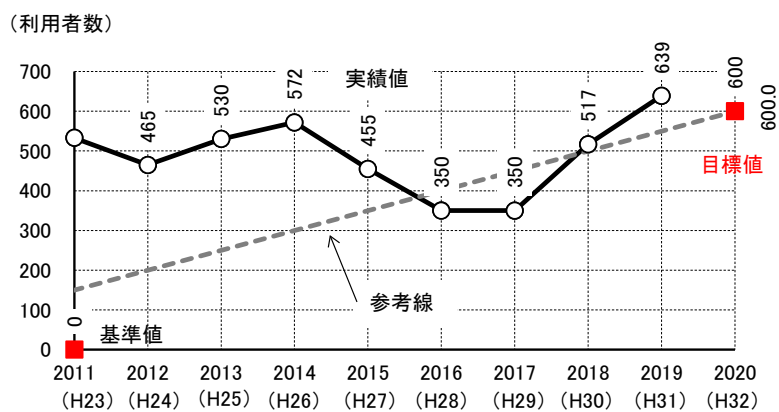
基本目標 5：環境の保全に市民・事業者・行政が一体となって取り組む

個別目標 2 環境教育・環境学習の実施

〔「こどもエコクラブ」の登録件数〕



〔クラインガルテン利用者数〕



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章



(2) 岩船地域における希少動植物種一覧

1) 哺乳類

目	科	種	新潟県 カテゴリー	環境省 カテゴリー
モグラ	トガリネズミ	カワネズミ	準絶滅危惧	
ネコ	イタチ	ホンドオコジョ	準絶滅危惧	準絶滅危惧

2) 鳥類

目	科	種	新潟県 カテゴリー	環境省 カテゴリー
カモ	カモ	亜種オオヒシクイ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
カモ	カモ	マガン	準絶滅危惧	準絶滅危惧
カモ	カモ	コクガン	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
カモ	カモ	ヨシガモ	準絶滅危惧	
カモ	カモ	トモエガモ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
カモ	カモ	シノリガモ	準絶滅危惧	
カモ	カモ	ホオジロガモ	準絶滅危惧	
カツオドリ	ウ	ウミウ	準絶滅危惧	
ペリカン	サギ	ミソゴイ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
ペリカン	サギ	チュウサギ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
チドリ	セイタカシギ	セイタカシギ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
チドリ	シギ	オオジシギ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
チドリ	シギ	ハウロクシギ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
チドリ	カモメ	コアジサシ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
タカ	ミサゴ	ミサゴ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
タカ	タカ	ハチクマ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
タカ	タカ	オジロワシ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類
タカ	タカ	オオワシ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類
タカ	タカ	チュウヒ	準絶滅危惧	絶滅危惧ⅠB類
タカ	タカ	ツミ	準絶滅危惧	
タカ	タカ	ハイタカ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
タカ	タカ	オオタカ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
タカ	タカ	サシバ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
タカ	タカ	イヌワシ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠB類
タカ	タカ	クマタカ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠB類
フクロウ	フクロウ	オオコノハズク	準絶滅危惧	
フクロウ	フクロウ	コノハズク	準絶滅危惧	
フクロウ	フクロウ	アオハズク	準絶滅危惧	
ブッポウソウ	ブッポウソウ	ブッポウソウ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類
ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
スズメ	モズ	チゴモズ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠA類
スズメ	モズ	アカモズ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類

## 3) 両生類

目	科	種	新潟県 カテゴリー	環境省 カテゴリー
有尾	サンショウウオ	トウホクサンショウウオ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
有尾	サンショウウオ	クロサンショウウオ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
有尾	サンショウウオ	ハコネサンショウウオ	準絶滅危惧	
有尾	イモリ	アカハライモリ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
無尾	アカガエル	トノサマガエル	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
無尾	アオガエル	モリアオガエル	準絶滅危惧	
無尾	アオガエル	カジカガエル	準絶滅危惧	

## 4) 爬虫類

目	科	種	新潟県 カテゴリー	環境省 カテゴリー
有鱗	ナミヘビ	シロマダラ	地域個体群	

## 5) 淡水魚類

目	科	種	新潟県 カテゴリー	環境省 カテゴリー
ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ類 (北方種・南方種)	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	カワヤツメ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類
コイ	コイ	ジュウサンウグイ	絶滅危惧Ⅱ類	地域個体群
コイ	コイ	エゾウグイ	絶滅危惧Ⅱ類	地域個体群
コイ	コイ	シナイモツゴ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠA類
コイ	コイ	ヤリタナゴ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
コイ	コイ	キタノアカヒレタビラ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類
コイ	ドジョウ	キタドジョウ		情報不足
コイ	フクドジョウ	ホトケドジョウ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類
ナマズ	アカザ	アカザ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
サケ	キュウリウオ	ワカサギ	準絶滅危惧	
サケ	サケ	ニッコウイワナ	準絶滅危惧	情報不足
サケ	サケ	サクラマス	準絶滅危惧	準絶滅危惧
トゲウオ	トゲウオ	ニホンイトヨ	絶滅危惧Ⅰ類	地域個体群
トゲウオ	トゲウオ	トミヨ属淡水型	絶滅危惧Ⅰ類	地域個体群
ダツ	メダカ	キタノメダカ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
スズキ	カジカ	カマキリ(アユカケ)	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
スズキ	カジカ	カジカ大卵型	準絶滅危惧	準絶滅危惧
スズキ	カジカ	カジカ中卵型	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類
スズキ	ハゼ	シロウオ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
スズキ	ハゼ	クロヨシノボリ	絶滅危惧Ⅰ類	
スズキ	ハゼ	ビリンゴ	絶滅危惧Ⅱ類	

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

6) 大型水生甲殻類

目	科	種	新潟県 カテゴリー	環境省 カテゴリー
エビ	テナガエビ	テナガエビ	準絶滅危惧	

7) 陸・淡水産貝類

目	科	種	新潟県 カテゴリー	環境省 カテゴリー
アマオブネガイ	アマオブネガイ	イシマキガイ	準絶滅危惧	
新生腹足	タニシ	マルタニシ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
新生腹足	イツマデガイ	ニクイロシブキツボ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
新生腹足	カワザンショウガイ	オオウスイロヘソカドガイ	準絶滅危惧	
汎有肺	モノアラガイ	コシダカヒメモノアラガイ		情報不足
汎有肺	モノアラガイ	モノアラガイ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
汎有肺	ヒラマキガイ	ヒラマキミズマイマイ		情報不足
汎有肺	キセルガイ	ヒメギセル	絶滅危惧Ⅱ類	
汎有肺	ナンバンマイマイ	ウロコビロウドマイマイ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
汎有肺	オナジマイマイ	エムラマイマイ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
イシガイ	イシガイ	ヨコハマシジラガイ		準絶滅危惧
イシガイ	イシガイ	ニセマツカサガイ		絶滅危惧Ⅱ類
イシガイ	イシガイ	カタハガイ		絶滅危惧Ⅱ類
イシガイ	イシガイ	マツカサガイ		準絶滅危惧
マルスダレガイ	マメシジミ	ニホンマメシジミ	準絶滅危惧	

8) 昆虫類

目	科	種	新潟県 カテゴリー	環境省 カテゴリー
トンボ	アオイトトンボ	コバネアオイトトンボ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類
トンボ	イトトンボ	オオセスジイトトンボ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠB類
トンボ	モノサシトンボ	アマゴイルリトンボ	準絶滅危惧	
トンボ	ヤンマ	アオヤンマ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
トンボ	ヤンマ	マダラヤンマ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
トンボ	ヤンマ	カトリヤンマ	絶滅危惧Ⅱ類	
トンボ	サナエトンボ	ホンサナエ	絶滅危惧Ⅱ類	
トンボ	サナエトンボ	ヒメサナエ	準絶滅危惧	
トンボ	サナエトンボ	オジロサナエ	準絶滅危惧	
トンボ	エソトンボ	トラフトンボ	準絶滅危惧	
トンボ	トンボ	マダラナニワトンボ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠB類
バッタ	キリギリス	カヤキリ	準絶滅危惧	
バッタ	バッタ	アカハネバッタ		絶滅危惧ⅠA類
カメムシ	グンバイムシ	コリヤナギグンバイ	絶滅危惧Ⅱ類	情報不足
カメムシ	コバンムシ	コバンムシ	準絶滅危惧	絶滅危惧ⅠB類
チョウ	シジミチョウ	チョウセンアカシジミ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類
チョウ	シジミチョウ	オオゴマシジミ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
チョウ	シジミチョウ	ミヤマシジミ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類

目	科	種	新潟県 カテゴリー	環境省 カテゴリー
チョウ	タテハチョウ	ベニヒカゲ本州亜種	準絶滅危惧	準絶滅危惧
チョウ	タテハチョウ	コジャノメ	準絶滅危惧	
チョウ	タテハチョウ	ホシミスジ東北・中部地方亜種	準絶滅危惧	
チョウ	タテハチョウ	オオムラサキ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
チョウ	アゲハチョウ	ギフチョウ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
チョウ	シャクガ	ババエダシャク	地域個体群	
チョウ	ヤマムユガ	シンジュサン本州以西亜種	地域個体群	
チョウ	カノコガ	キハダカノコ	準絶滅危惧	
チョウ	ヤガ	ヤヒコカラスヨトウ	準絶滅危惧	
コウチュウ	オサムシ	フトキバズナハラゴミムシ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
コウチュウ	ハンミョウ	ハラヒロハンミョウ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
コウチュウ	ハンミョウ	カワラハンミョウ	準絶滅危惧	絶滅危惧ⅠB類
コウチュウ	ハンミョウ	アイヌハンミョウ	絶滅危惧Ⅰ類	準絶滅危惧
コウチュウ	ゲンゴロウ	ゲンゴロウ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
コウチュウ	ゲンゴロウ	コガタノゲンゴロウ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
コウチュウ	クワガタムシ	オオクワガタ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
コウチュウ	コガネムシ	オオチャイロハナムグリ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
コウチュウ	カミキリムシ	ヨコヤマヒゲナガカミキリ	準絶滅危惧	
コウチュウ	ハムシ	オオルリハムシ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
ハチ	ギングチバチ	ニトベギングチ	準絶滅危惧	
ハチ	ドロバチモドキ	キアシハナダカバチモドキ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類

## 9) 維管束植物

目	科	種	新潟県 カテゴリー	環境省 カテゴリー
ヒカゲノカズラ	ヒカゲノカズラ	ヤチスギラン	絶滅危惧Ⅱ類	
ヒカゲノカズラ	ヒカゲノカズラ	スギラン	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類
イワヒバ	イワヒバ	エゾノヒメクラマゴケ	絶滅危惧Ⅱ類	
イワヒバ	イワヒバ	ヒモカズラ	絶滅危惧Ⅱ類	
イワヒバ	イワヒバ	イワヒバ	絶滅危惧Ⅱ類	
ミスニラ	ミスニラ	ミスニラ	絶滅危惧Ⅰ類	準絶滅危惧
ハナヤスリ	ハナヤスリ	ヒメハナワラビ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
コケシノブ	コケシノブ	アオホラゴケ	絶滅危惧Ⅱ類	
サンショウモ	デンジソウ	デンジソウ	野生絶滅	絶滅危惧Ⅱ類
サンショウモ	サンショウモ	オオアカウキクサ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠB類
サンショウモ	サンショウモ	サンショウモ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
ウラボシ	ホングウシダ	ホラシノブ	絶滅危惧Ⅱ類	
ウラボシ	イノモトソウ	イノモトソウ	絶滅危惧Ⅱ類	
ウラボシ	ナヨシダ	ウスヒメワラビ	絶滅危惧Ⅱ類	
ウラボシ	チャセンシダ	クモノスシダ	絶滅危惧Ⅱ類	
ウラボシ	チャセンシダ	イワトラノオ	絶滅危惧Ⅱ類	
ウラボシ	イワヤシダ	イワヤシダ	絶滅危惧Ⅱ類	
ウラボシ	ヒメシダ	ハシゴシダ	絶滅危惧Ⅱ類	
ウラボシ	オシダ	ヒロハヤブソテツ	絶滅危惧Ⅱ類	
ウラボシ	オシダ	マルバベニシダ	絶滅危惧Ⅱ類	



目	科	種	新潟県 カテゴリー	環境省 カテゴリー
ウラボシ	シノブ	シノブ	絶滅危惧Ⅰ類	
ウラボシ	ウラボシ	ヒメサヅラン	絶滅危惧Ⅱ類	
ウラボシ	ウラボシ	イワオモダカ	絶滅危惧Ⅱ類	
ウラボシ	ウラボシ	ヒロードシダ	絶滅危惧Ⅱ類	
ヒノキ	ヒノキ	ハイネズ	絶滅危惧Ⅱ類	
スイレン	ジュンサイ	ジュンサイ	絶滅危惧Ⅱ類	
スイレン	スイレン	ヒツジグサ	絶滅危惧Ⅱ類	
シキミ	マツブサ	サネカズラ	絶滅危惧Ⅱ類	
コショウ	ドクダミ	ハンゲショウ	絶滅危惧Ⅱ類	
コショウ	ウマノスズクサ	ミチノクサイシン	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
コショウ	ウマノスズクサ	ユキグニカンアオイ	準絶滅危惧	
クスノキ	クスノキ	ヤマコウバシ	絶滅危惧Ⅱ類	
オモダカ	サトイモ	ヒトツバテンナンショウ	絶滅危惧Ⅱ類	
オモダカ	サトイモ	ザゼンソウ	絶滅危惧Ⅱ類	
オモダカ	トチカガミ	トチカガミ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
オモダカ	ヒルムシロ	センニンモ	絶滅危惧Ⅱ類	
オモダカ	ヒルムシロ	オヒルムシロ	絶滅危惧Ⅱ類	
ユリ	シュロソウ	クロヒメシライトソウ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
ユリ	ユリ	ヒメサユリ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
クサスギカズラ	ラン	コアニチドリ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
クサスギカズラ	ラン	エビネ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
クサスギカズラ	ラン	サルメンエビネ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
クサスギカズラ	ラン	キンラン	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
クサスギカズラ	ラン	トケンラン	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
クサスギカズラ	ラン	クマガイソウ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類
クサスギカズラ	ラン	コイチヨウラン	絶滅危惧Ⅱ類	
クサスギカズラ	ラン	ベニシュスラン	絶滅危惧Ⅰ類	
クサスギカズラ	ラン	ミズトンボ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
クサスギカズラ	ラン	アリドオシラン	絶滅危惧Ⅱ類	
クサスギカズラ	ラン	ヒメフタバラン	絶滅危惧Ⅱ類	
クサスギカズラ	ラン	ミズチドリ	絶滅危惧Ⅱ類	
クサスギカズラ	ラン	イイヌマムカゴ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠB類
クサスギカズラ	ラン	トキソウ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
クサスギカズラ	ラン	ヒトツボクロ	絶滅危惧Ⅱ類	
クサスギカズラ	ラン	ショウキラン	絶滅危惧Ⅱ類	
クサスギカズラ	アヤメ	カキツバタ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
クサスギカズラ	クサスギカズラ	ヒメイズイ	絶滅危惧Ⅱ類	
イネ	ガマ	ヤマトミクリ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
イネ	ガマ	タマミクリ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
イネ	ガマ	ヒメミクリ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
イネ	カヤツリグサ	アワボスゲ	絶滅危惧Ⅱ類	
イネ	カヤツリグサ	オオクグ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
イネ	カヤツリグサ	オニナルコスゲ	絶滅危惧Ⅱ類	
イネ	カヤツリグサ	ミカツキグサ	絶滅危惧Ⅱ類	
イネ	カヤツリグサ	コシンジュガヤ	絶滅危惧Ⅱ類	
イネ	イネ	カモノハシ	絶滅危惧Ⅱ類	

目	科	種	新潟県 カテゴリー	環境省 カテゴリー
イネ	イネ	アイアシ	絶滅危惧Ⅱ類	
マツモ	マツモ	マツモ	絶滅危惧Ⅱ類	
キンポウゲ	ケシ	オサバグサ	絶滅危惧Ⅱ類	
キンポウゲ	キンポウゲ	リュウキンカ	絶滅危惧Ⅱ類	
キンポウゲ	キンポウゲ	カザグルマ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
キンポウゲ	キンポウゲ	オキナグサ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
ユキノシタ	スグリ	ヤシャビシャク	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
ユキノシタ	ベンケイソウ	ツメレンゲ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
ユキノシタ	タコノアシ	タコノアシ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
マメ	マメ	エゾノレンリソウ	絶滅危惧Ⅱ類	
バラ	バラ	オオダイコンソウ	絶滅危惧Ⅱ類	
バラ	バラ	カワラサイコ	絶滅危惧Ⅱ類	
バラ	バラ	イワキンバイ	絶滅危惧Ⅱ類	
バラ	バラ	ハマナス	絶滅危惧Ⅱ類	
キントラノオ	トウダイグサ	ノウルシ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
キントラノオ	スミレ	イソスミレ(セナミスミレ)	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
キントラノオ	スミレ	アナマスミレ	絶滅危惧Ⅱ類	
キントラノオ	スミレ	アカネスミレ	絶滅危惧Ⅱ類	
キントラノオ	スミレ	ヒカゲスミレ	絶滅危惧Ⅱ類	
キントラノオ	オトギリソウ	トモエソウ	絶滅危惧Ⅱ類	
フトモモ	ミソハギ	ミズマツバ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
ナデシコ	タデ	ヌカボタデ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
ナデシコ	タデ	ネバリタデ	絶滅危惧Ⅱ類	
ナデシコ	タデ	ノダイオウ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
ナデシコ	ナデシコ	ハマナデシコ	絶滅危惧Ⅰ類	
ナデシコ	ナデシコ	ハマハコベ	絶滅危惧Ⅱ類	
ツツジ	サクラソウ	ハイハマボッサ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
リンドウ	キョウチクトウ	チョウジソウ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
リンドウ	キョウチクトウ	スズサイコ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
ナス	ナス	ハシリドコロ	絶滅危惧Ⅱ類	
ムラサキ	ムラサキ	ホタルカズラ	絶滅危惧Ⅱ類	
ムラサキ	ムラサキ	ハマベンケイソウ	絶滅危惧Ⅰ類	
ムラサキ	ムラサキ	エチゴリソウ	絶滅危惧Ⅱ類	
シソ	オオバコ	ヒヨクソウ	絶滅危惧Ⅱ類	
シソ	オオバコ	イヌノフグリ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
シソ	オオバコ	エチゴトラノオ	準絶滅危惧	
シソ	シソ	コムラサキ	絶滅危惧Ⅱ類	
シソ	ハマウツボ	ハマウツボ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
シソ	タヌキモ	イヌタヌキモ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
シソ	タヌキモ	ミミカキグサ	絶滅危惧Ⅱ類	
シソ	タヌキモ	ホザキノミミカキグサ	絶滅危惧Ⅱ類	
シソ	タヌキモ	タヌキモ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
シソ	タヌキモ	フサタヌキモ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠB類
シソ	タヌキモ	ムラサキミミカキグサ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
キク	キキョウ	キキョウ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類
キク	ミツガシワ	ミツガシワ	絶滅危惧Ⅱ類	

目	科	種	新潟県 カテゴリー	環境省 カテゴリー
キク	キク	エゾノコギリソウ	絶滅危惧Ⅱ類	
キク	キク	シロヨモギ	絶滅危惧Ⅰ類	
キク	キク	ノニガナ	絶滅危惧Ⅱ類	
キク	キク	オオニガナ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
キク	キク	ミヤマキタアザミ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
キク	キク	エゾオグルマ	絶滅危惧Ⅰ類	
セリ	セリ	ハマゼリ	絶滅危惧Ⅱ類	

10) カテゴリーの解説

新潟県 カテゴリー※1	環境省 カテゴリー※2	定義
絶滅 (EX)	絶滅 (EX)	既に絶滅したと考えられる種
野生絶滅 (EW)	野生絶滅 (EW)	飼育・栽培下あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種
絶滅危惧Ⅰ類 (EN)	絶滅危惧Ⅰ類 (CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種
—	絶滅危惧ⅠA類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
—	絶滅危惧ⅠB類 (EN)	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	絶滅の危険が増大している種
準絶滅危惧 (NT)	準絶滅危惧 (NT)	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの
—	情報不足 (DD)	評価するだけの情報が不足している種
地域個体群 (LP)	絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの

※1: 「レッドデータブックにいがた」(新潟県、平成13年(2001年)3月)

「第2次レッドリスト植物(維管束植物及びコケ植物)編」(新潟県、平成26年(2014年)6月)

「第2次レッドリスト鳥類編」(新潟県、平成26年(2014年)12月)

「第2次レッドリスト淡水魚類・大型水生甲殻類編」(新潟県、平成27年(2015年)10月)

「第2次レッドリスト両生類・爬虫類編」(新潟県、平成28年(2016年)12月)

「第2次レッドリスト哺乳類編」(新潟県、平成31年(2019年)3月)

※2: 「環境省レッドリスト2020」(環境省、令和2年(2020年))

その他の参考文献: 「日本産魚類検索 全種の同定 第三版」(東海大学出版会、平成25年(2013年)2月)

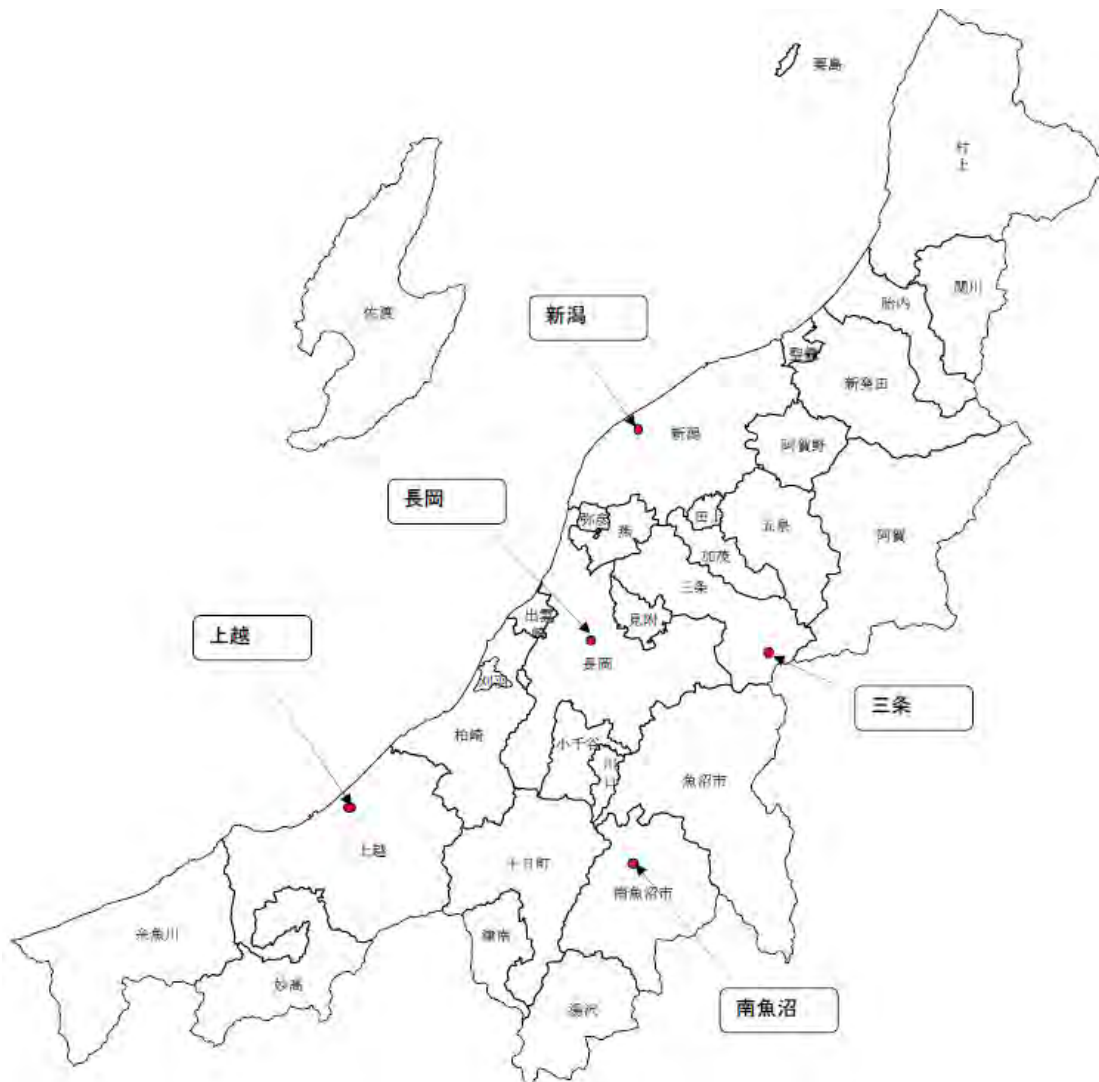
「令和1年度三面川河川水辺の国勢調査報告書」(新潟県、令和元年(2019年))



### (3) 県の酸性雨のモニタリングデータ

新潟県では、酸性雨による被害の未然防止の観点から、昭和 58（1983）年度以降、酸性雨関連調査に組織的に取り組んでおり、調査結果は5年ごとに「新潟県酸性雨調査報告書」として報告しています。平成 22 年度（2010 年度）から平成 26 年度（2014 年度）までの5か年の調査について、まとめます。

#### 1) 酸性雨調査地点



注)各地点の調査期間は以下のとおり

新潟...平成 11 年（1999 年）3 月 29 日～

長岡...平成 12 年（2000 年）7 月 31 日～

南魚沼...平成 15 年（2003 年）11 月 4 日～

上越...平成 12 年（2000 年）4 月 3 日～28 年 3 月

三条...平成 11 年（1999 年）5 月～24 年 3 月

出典：新潟県酸性雨調査報告書（平成 22 年度（2010 年度）～平成 26 年度（2014 年度））

図 7-2 新潟県内における酸性雨調査地点



## 2) 調査結果まとめ

平成 22 年度 (2010 年度) ~平成 26 年度 (2014 年度) に県内 4 地点において降水及び 4 段階フィルターパック法による粒子状・ガス状物質の大気中濃度の観測を、平成 22 年度 (2010 年度) ~23 年度 (2011 年度) に県内 2 地点において大気降下物の観測を実施した結果を、表 7-1 に示します。

表 7-1 新潟県酸性雨調査(平成 22 年度(2010 年度)~平成 26 年度(2014 年度))結果概要

内容	結果
降水の成分濃度および湿性沈着量	<ul style="list-style-type: none"> <li>4 地点の年間降水量は <math>1587\text{mmyear}^{-1}</math> ~ <math>3107\text{mmyear}^{-1}</math>、pH の年平均値は 4.53 ~ 4.69 の範囲にあり、全国と比較して降水量は多め、pH は低い傾向にあった。</li> <li>降水中のイオン成分濃度は、ナトリウムイオンと塩化物イオンが多く割合を占め、海塩成分の割合が大きいことが新潟県における降水の特徴の一つと言える。</li> <li>酸性化に影響する 5 成分の湿性沈着量 (非海塩性硫酸イオン、硝酸イオン、水素イオン、アンモニウムイオン及び非海塩性カルシウムイオン) は、いずれも長岡及び上越で多かった。非海塩性硫酸イオンの湿性沈着量は冬期間に増加し、特に長岡や上越で顕著であった。非海塩性硫酸イオン及び硝酸イオンの沈着量は、4 地点とも平成 19 (2007) 年度に最大となり、それ以降一旦減少して再び平成 24 (2012) ~平成 25 (2013) 年度に増加する変動が見られた。</li> </ul>
大気降下物	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 地点の pH 年平均値は、平成 19 (2007) 年度まで低下する傾向が認められ、それ以降は平成 22 (2010) 年度まで上昇する傾向を示した。笠堀の非海塩性硫酸イオン及び硝酸イオン沈着量は新潟の 2 倍もあり、より酸性雨の影響が大きい地域と考えられた。</li> </ul>
粒子状・ガス状物質の大気中濃度	<ul style="list-style-type: none"> <li>粒子状物質は、4 地点とも非海塩性硫酸イオンとアンモニウムイオンが主要成分であり、沿岸域に近い新潟及び上越では、海塩由来の粒子状物質 (塩化物イオン、ナトリウムイオン及びマグネシウムイオン) の割合も多くなった。</li> <li>当県の非海塩性硫酸イオンとアンモニウムイオンの年平均値は全国と比較すると低い傾向にあった。</li> <li>非海塩性硫酸イオンとアンモニウムイオン濃度の経年変化は、4 地点とも平成 17 (2005)、平成 18 (2006) 年度にピークが見られ、平成 19 (2007) 年度に一旦減少し平成 26 (2014) 年度までは横ばいに推移した。この 2 成分の濃度は春から夏にかけて高い季節変動も類似しており、硫酸アンモニウムや硫酸水素アンモニウムといった粒子状物質として存在することが示唆された。</li> <li>ガス状物質の濃度は、二酸化硫黄は南魚沼、塩化水素は新潟、アンモニアガスは長岡において高くなり、硝酸ガスは 4 地点とも同程度だった。全国と比較すると当県の濃度は硝酸ガス以外低い傾向にあった。</li> <li>二酸化硫黄の経年変化は、地点によって差はあるものの平成 12 (2000) ~平成 26 (2014) 年度にかけて減少傾向にあった。アンモニアガスの経年変化は、長岡を除く 3 地点で平成 12 (2000) ~平成 26 (2014) 年度にかけて減少傾向にあった。長岡では平成 20 年度以降減少傾向を示し、周辺環境の変化が濃度減少の一因と考えられた。</li> </ul>
乾性沈着量	<ul style="list-style-type: none"> <li>硫黄化合物 (硫酸イオン+二酸化硫黄) の乾性沈着量は、<math>4.3\sim 11.1\text{mmolm}^{-2}\text{year}^{-1}</math> の範囲となり、南魚沼で多くなった。</li> <li>窒素化合物の乾性沈着量は、<math>32.8\sim 42.9\text{mmolm}^{-2}\text{year}^{-1}</math> の範囲となり、南魚沼で多くなった。酸化態窒素 (硝酸イオン+硝酸ガス+<math>\text{NO}_2</math>+<math>\text{NO}</math>) の乾性沈着量は、<math>23.3\sim 24.2\text{mmolm}^{-2}\text{year}^{-1}</math> の範囲で地点間に差はなく、還元態窒素 (アンモニウムイオン+アンモニアガス) の乾性沈着量は、<math>8.6\sim 18.9\text{mmolm}^{-2}\text{year}^{-1}</math> の範囲で南魚沼で多くなった。</li> <li>当県の硫黄化合物及び <math>\text{NO}_2</math> と <math>\text{NO}</math> を含めない窒素化合物の乾性沈着量は、全国平均と比較して少なくなったが、<math>\text{NO}_2</math> では多い傾向にあった。</li> </ul>
湿性沈着量及び乾性沈着量	<ul style="list-style-type: none"> <li>硫黄化合物の全沈着量 (湿性沈着量+乾性沈着量) は、<math>54.3\sim 86.3\text{mmolm}^{-2}\text{year}^{-1}</math> の範囲にあり、非海塩性硫酸イオンの湿性沈着量が 59~65% を占めた。硫黄化合物の乾性沈着量は全体の 8~18% を占め、南魚沼でその割合が高かった。</li> <li>窒素化合物 (酸化態+還元態) の全沈着量は、<math>111.0\sim 157.4\text{mmolm}^{-2}\text{year}^{-1}</math> であり、硝酸イオン及びアンモニウムイオンの湿性沈着量が合わせて 68~76% を占めた。窒素化合物の乾性沈着量は全沈着量の 25~32% を占め、南魚沼でその割合が高かった。</li> </ul>

## (4) 温室効果ガス排出量の推計方法・推計結果

## 1) 市内の温室効果ガス排出量の算定方法

## ① 現況推計の概要

村上市内の温室効果ガス排出量の推計手法は表 7-2 及び表 7-3 に示すとおりです。

表 7-2 温室効果ガス排出量の推計方法（エネルギー起源 CO<sub>2</sub>）

ガス種類	部門		推計方法
エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	産業部門	製造業	都道府県別エネルギー消費統計を製造品出荷額で按分
		建設業・鉱業	都道府県別エネルギー消費統計を就業者数で按分
		農林水産業	総合エネルギー統計を農業産出額で按分
	民生家庭部門	電力：都道府県別エネルギー消費統計を世帯数で按分 都市ガス：ガス事業年報の新発田ガス販売量から、過去の比率を基に村上市分を推計 灯油・LPG：県の値を世帯数で按分	
		電力・灯油・LPG：都道府県別エネルギー消費統計を業務用延床面積で按分 都市ガス：ガス事業年報の新発田ガス販売量から、過去の比率を基に村上市分を推計	
	運輸部門	自動車	総合エネルギー統計を車種別に自動車保有台数で按分
		鉄道	総合エネルギー統計を旅客・貨物別に人口で按分
船舶		総合エネルギー統計を旅客・貨物別に輸送数量で按分	

表 7-3 温室効果ガス排出量の推計方法（エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 以外の温室効果ガス）

ガス種類	部門		推計方法
非エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	廃棄物部門	一般廃棄物	市統計資料等により推計
		産業廃棄物 <sup>57</sup>	推計対象外
CH <sub>4</sub>	工業プロセス	セメント製造	総合エネルギー統計を窯業・土石製品製造業の製造品出荷額で按分
	燃料部門	自動車	総合エネルギー統計を車種別に自動車保有台数で按分し排出係数を乗じて推計
		農業部門	水田
	焼却		総合エネルギー統計を耕地面積で按分
	畜産		市統計資料等により推計
廃棄物部門	埋立	総合エネルギー統計を人口で按分	
	下水	市統計資料等により推計	
N <sub>2</sub> O	燃料部門	自動車	総合エネルギー統計を車種別に自動車保有台数で按分し排出係数を乗じて推計
		農業部門	肥料
	焼却		日本国温室効果ガスインベントリ排出量を耕地面積で按分
	畜産		市統計資料等により推計
	廃棄物部門	焼却	市統計資料等により推計
		下水	市統計資料等により推計
し尿		市統計資料等により推計	
代替フロン等4ガス	HFCs	製造業関連	市内に排出事業者は無いため計上しない
		製造業以外	日本国温室効果ガスインベントリ排出量を人口で按分
	PFCs	市内に排出事業者は無いため計上しない	
	SF <sub>6</sub>	製造業関連	市内に排出事業者は無いため計上しない
		製造業以外	日本国温室効果ガスインベントリ排出量を人口で按分
NF <sub>3</sub>	市内に排出事業者は無いため計上しない		

表 7-4 平成 29 年度（2017 年度）の部門別の温室効果ガス排出量

	排出実績（千 t-CO <sub>2</sub> ）	割合
産業部門	169.3	29.3%
家庭部門	104.0	18.0%
業務部門	86.7	15.0%
運輸部門	134.8	23.4%
工業プロセス部門	6.5	1.1%
廃棄物部門	7.9	1.4%
メタン	5.0	0.9%
一酸化二窒素	40.4	7.0%
代替フロン等 4 ガス	22.4	3.9%
計	577.0	100.0%

② 現状すう勢ケースでの将来推計の概要

削減目標の設定に先立ち、令和 12 年度（2030 年度）における温室効果ガス排出量の将来推計を行いました。将来推計については、エネルギー消費量の現状すう勢ケースとともに、温室効果ガス排出量の現状すう勢ケースについて、下式のもとに推計を行いました。

$$\boxed{\text{現状すう勢排出量}} = \boxed{\text{現状年度の温室効果ガス排出量}} \times \boxed{\text{活動量変化率}}$$

(一定) (変化)

なお、令和 12 年度（2030 年度）の村上市の活動量変化については表 7-5 及び表 7-6 のように推計しました。

（参考：現状すう勢ケース温室効果ガス将来推計の考え方）

現状すう勢ケースの温室効果ガス排出量（以下「現状すう勢排出量」といいます。）とは、今後追加的な温室効果ガス削減対策を見込まないまま推移した場合の将来の温室効果ガス排出量を指します。現状すう勢排出量を推計することで、将来の見通しを踏まえて計画目標の設定や部門別の対策・施策の立案を行うことができます。また、現状すう勢排出量と対策・施策の削減効果の積上げを比較することで、計画目標達成の蓋然性の評価に活用することもできます。

現状すう勢排出量は、温室効果ガス排出量の算定式の各項（活動量、エネルギー消費原単位、炭素集約度）について、今後追加的な温室効果ガス削減対策を見込まないまま推移したと仮定して補正を行うことで推計します。

ただし、原則として、エネルギー消費原単位と炭素集約度は変化しないと仮定します。これらの項目は、省エネルギー対策や再生可能エネルギーを含む低炭素なエネルギーの選択等の追加的な取組によって改善が見込まれるためです。

したがって、現状すう勢排出量は推計可能な直近年度（以下「現状年度」といいます。）の温室効果ガス排出量に対して、活動量のみが変化すると仮定して推計します。

$$\boxed{\text{現状すう勢排出量}} = \boxed{\text{現状年度の温室効果ガス排出量}} \times \boxed{\text{活動量変化率}}$$

$$\frac{\text{目標年度想定活動量}}{\text{現状年度活動量}}$$

図 7-3 現状すう勢排出量の推計方法

出典：「地方公共団体実行計画（市域施策編）策定・実施マニュアル算定手法編 Ver.1.0」を基に作成



表 7-5 将来推計における活動量の考え方（エネルギー起源 CO<sub>2</sub>）

ガス種類	部門	推計方法	活動量変化率 (2017年度から2030年度)	
エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	産業部門	製造業	トレンド推計により微増すると推計	+26%
		建設業・鉱業	現状維持	0%
		農林水産業	現状維持	0%
	民生家庭部門	現状維持	0%	
	民生業務部門	トレンド推計により微減すると推計	-3%	
	運輸部門	自動車	世帯数を現状維持としたことから、自動車保有台数は現状維持 村上市人口ビジョンの推計に従い人口が減少すると予想し、貨物利用は減少するとした	-16%
		鉄道	村上市人口ビジョンの推計に従い人口が減少すると予想し、鉄道利用は減少するとした	-16%
船舶		村上市人口ビジョンの推計に従い人口が減少すると予想し、船舶利用は減少するとした	-16%	

表 7-6 将来推計における活動量の考え方（エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 以外の温室効果ガス）

ガス種類	部門	推計方法	活動量変化率 (2017年度から2030年度)	
非エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	廃棄物部門	一般廃棄物	村上市人口ビジョンの推計に従い人口が減少すると予想し、一般廃棄物量も減少するとした	-16%
		産業廃棄物	推計対象外	—
	工業プロセス	セメント製造	トレンド推計により微増すると推計	+16%
CH <sub>4</sub>	燃料部門	自動車	村上市人口ビジョンの推計に従い人口が減少すると予想し、減少するとした	-16%
		農業部門	水田	現状維持
	焼却		現状維持	0%
	畜産		現状維持	0%
	廃棄物部門	埋立	村上市人口ビジョンの推計に従い人口が減少すると予想し、減少するとした	-16%
		下水	村上市人口ビジョンの推計に従い人口が減少すると予想し、減少するとした	-16%
し尿		村上市人口ビジョンの推計に従い人口が減少すると予想し、減少するとした	-16%	
N <sub>2</sub> O	燃料部門	自動車	村上市人口ビジョンの推計に従い人口が減少すると予想し、減少するとした	-16%
		農業部門	肥料	現状維持
	焼却		現状維持	0%
	畜産		現状維持	0%
	廃棄物部門	焼却	村上市人口ビジョンの推計に従い人口が減少すると予想し、減少するとした	-16%
		下水	村上市人口ビジョンの推計に従い人口が減少すると予想し、減少するとした	-16%
し尿		村上市人口ビジョンの推計に従い人口が減少すると予想し、減少するとした	-16%	
代替フロン等4ガス	HFCs	製造業関連	市内に排出事業者は無いため計上しない	—
		製造業以外	村上市人口ビジョンの推計に従い人口が減少すると予想し、減少するとした	-16%
	PFCs	製造業関連	市内に排出事業者は無いため計上しない	—
		製造業以外	村上市人口ビジョンの推計に従い人口が減少すると予想し、減少するとした	-16%
	SF <sub>6</sub>	製造業関連	市内に排出事業者は無いため計上しない	—
	NF <sub>3</sub>	製造業以外	市内に排出事業者は無いため計上しない	—



③ 現状すう勢ケースでの将来推計の詳細

令和12年度(2030年度)における現状すう勢ケースの部門別温室効果ガス排出量を推計しました。令和12年度(2030年度)における温室効果ガス排出量は587.8千t-CO<sub>2</sub>となり、平成25年度(2013年度)比で10.8%減となっています。

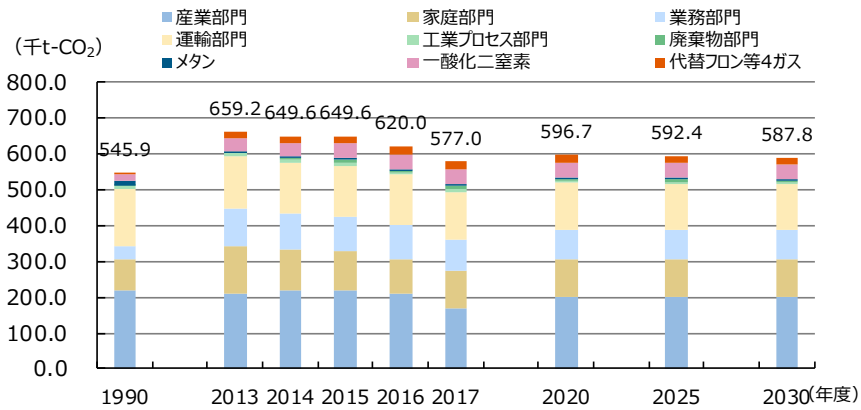


図 7-4 現状すう勢ケースでの市内における温室効果ガスの将来推計

表 7-7 現状すう勢による将来排出量推計値

項目	部門	2013年度	2030年度		
		基準年度排出量	現状すう勢による増減分	現状すう勢ケース排出量	
		①	②=③-①	③	
二酸化炭素	エネ起源	産業	211.5千t	▲9.2千t	202.3千t
		家庭	130.5千t	▲27.4千t	103.1千t
		業務	103.1千t	▲19.3千t	83.8千t
		運輸	146.4千t	▲22.5千t	124.0千t
	非エネ	工業プロセス	8.6千t	▲2.5千t	6.0千t
		廃棄物	2.7千t	2.4千t	5.1千t
その他ガス	メタン	5.9千t	▲1.2千t	4.6千t	
	一酸化二窒素	33.4千t	6.6千t	40.0千t	
	代替フロン等4ガス	17.1千t	1.6千t	18.8千t	
合計		659千t	▲71千t	588千t	
基準年度比増減率		+0.0%	▲10.8%	▲10.8%	

④ 削減可能量の推計

削減可能量の推計の考え方

国が示す地球温暖化対策計画については、温室効果ガス削減目標達成のための排出量削減の根拠を「地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠」において示しており、取組別の削減可能量が示されています。そこで、以下に示す考え方に従い、個々の取組において、村上市での取組実施が可能かを判断し、実施可能な場合においては、国と同等の対策が実施された場合の市内における温室効果ガス排出削減可能量を推計しました。

$$\text{市内における削減可能量} = \text{国の削減可能量} \times \text{市内の活動量指標} \div \text{国の活動量指標}$$

削減可能量の推計結果

推計した将来排出量と削減可能量のまとめは以下に示すとおりです。現状すう勢では、市内の温室効果ガス排出量は平成 25 年度（2013 年度）と比較して目標年度までに 71 千 t-CO<sub>2</sub> 減少（平成 25 年度（2013 年度）比 10.8%減少）が見込まれます。そこに国と連携した削減対策を実施することにより、さらに 111 千 t-CO<sub>2</sub> 削減（平成 25 年度（2013 年度）比 16.8%削減）が見込まれます。以上により、平成 25 年度（2013 年度）比で計 182 千 t-CO<sub>2</sub> 削減（平成 25 年度（2013 年度）比 27.7%削減）が見込まれる結果となっています。

表 7-8 将来排出量と削減可能量の推計値

項目	部門	2013 年度	2030 年度				
		基準年度 排出量	現状すう勢 による増減分	国との連携対策に よる削減可能量	現状すう勢増減分 +削減可能量	対策ケース 排出量	
		①	②	④	⑤=②+④	⑥=①+⑤	
二酸化炭素	エネ 起源	産業	211.5 千 t	▲9.2 千 t	▲4.5 千 t	▲13.7 千 t	197.8 千 t
		家庭	130.5 千 t	▲27.4 千 t	▲31.5 千 t	▲58.9 千 t	71.6 千 t
		業務	103.1 千 t	▲19.3 千 t	▲39.0 千 t	▲58.3 千 t	44.8 千 t
		運輸	146.4 千 t	▲22.5 千 t	▲16.3 千 t	▲38.7 千 t	107.7 千 t
	非 エネ	工業プロセス	8.6 千 t	▲2.5 千 t	▲0.2 千 t	▲2.7 千 t	5.8 千 t
		廃棄物	2.7 千 t	2.4 千 t	▲1.0 千 t		1.4 千 t
その他ガス	メタン	5.9 千 t	▲1.2 千 t	▲0.4 千 t	▲1.6 千 t	4.2 千 t	
	一酸化二窒素	33.4 千 t	6.6 千 t	0.0 千 t	6.6 千 t	40.0 千 t	
	代替フガス等4ガス	17.1 千 t	1.6 千 t	▲17.9 千 t		▲16.3 千 t	
合計		659 千 t	▲71 千 t	▲111 千 t	▲182 千 t	476.9 千 t	
基準年度比増減率		+0.0%	▲10.8%	▲16.8%	▲27.7%	▲27.7%	

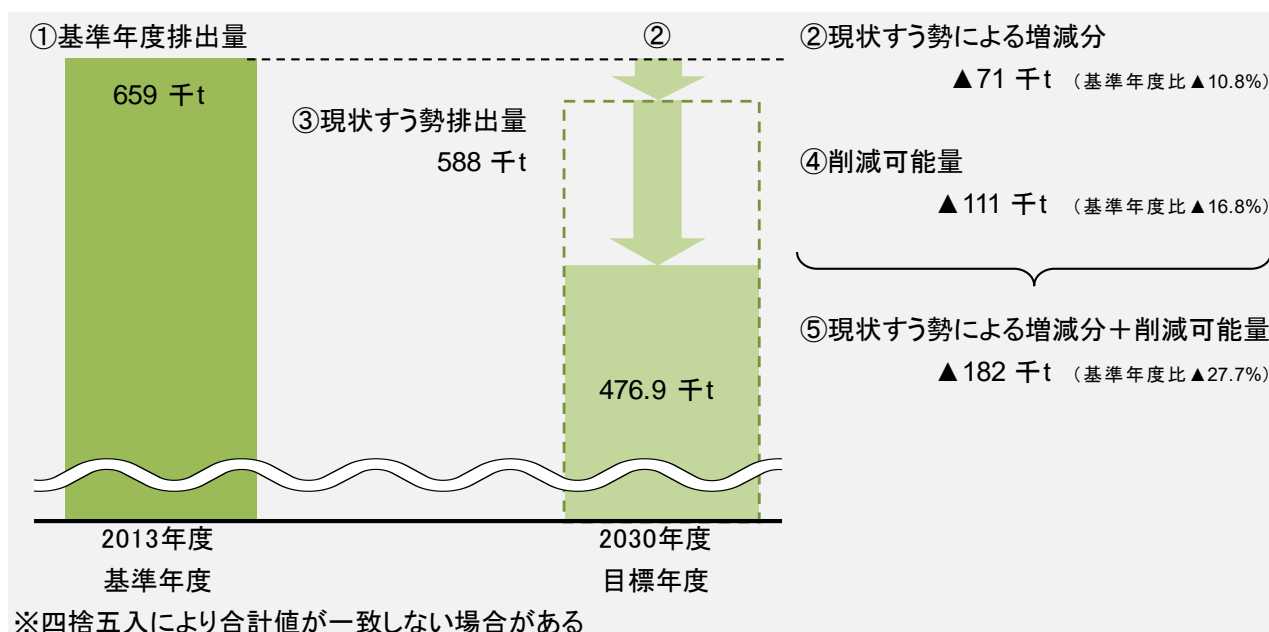


図 7-5 令和 12 年度（2030 年度）の二酸化炭素排出量削減量

2) 市有施設等の温室効果ガス排出量の算定方法

① 現況推計の概要

市有施設等の温室効果ガス排出量は、表 7-9 に示す項目を対象として算定しました。令和元年度（2019年度）の市有施設の温室効果ガス排出量は表 7-10 のとおりです。

表 7-9 事務事業の温室効果ガス排出量の推計項目

項目		把握するデータの単位	算定対象				
			CO <sub>2</sub>	CH <sub>4</sub>	N <sub>2</sub> O	Fgas	
エネルギーの使用	施設	一般炭	kg	○			
		ガソリン	L	○			
		灯油	L	○			
		軽油	L	○			
		A 重油	L	○			
		BC 重油	L	○			
		LPG	kg	○			
		都市ガス	m <sup>3</sup>	○			
		電気	kWh	○			
	車両	ガソリン	L	○			
		軽油	L	○			
		その他	L	○			
	自動車の走行	ガソリン	普通・小型乗用車(10人以下)	km		○	○
普通・小型乗用車(11人以上)			km		○	○	
軽乗用車			km		○	○	
普通貨物車			km		○	○	
小型貨物車			km		○	○	
軽貨物車			km		○	○	
特殊用途車			km		○	○	
軽油		普通・小型乗用車(10人以下)	km		○	○	
		普通・小型乗用車(11人以上)	km		○	○	
		普通貨物車	km		○	○	
		小型貨物車	km		○	○	
		特殊用途車	km			○	
		廃プラスチック類の焼却	t	○			
下水の処理	m <sup>3</sup>		○	○			
し尿処理	kℓ		○	○			
廃棄物処理	t		○	○			
浄化槽処理	人		○	○			

※廃プラスチック類の燃焼は非エネルギー起源 CO<sub>2</sub>に該当

表 7-10 令和元年度（2019年度）の温室効果ガス排出量

項目	t-CO <sub>2</sub>
電気	12,653
都市ガス	367
液化石油ガス(LPG)	442
A重油	260
B重油	0
C重油	0
灯油	1,913
ガソリン	405.3
軽油	435.2
一般炭	0.9
廃プラスチック類	8,384.5
その他ガス	1,310
合計	26,170

※廃プラスチック類の燃焼は非エネルギー起源 CO<sub>2</sub>に該当

## ② 現状すう勢ケースでの将来推計

令和 12 年度（2030 年度）における現状すう勢ケースの温室効果ガス排出量の将来推計は表 7-11 の考え方で行いました。

将来推計の結果、令和 12 年度（2030 年度）における温室効果ガス排出量は 25,537t-CO<sub>2</sub> となり、平成 25 年度（2013 年度）比で 24.2%減となっています。

表 7-11 将来推計における活動量の考え方

ガス種類	推計方法	活動量変化率 (2017年度から2030年度)
エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	施設の統廃合の予定がないことから、現状維持とした	0%
非エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	村上市人口ビジョンの推計に従い人口が減少すると予想し、減少とした	-16%
CH <sub>4</sub>	現状維持とした	0%
N <sub>2</sub> O	現状維持とした	0%



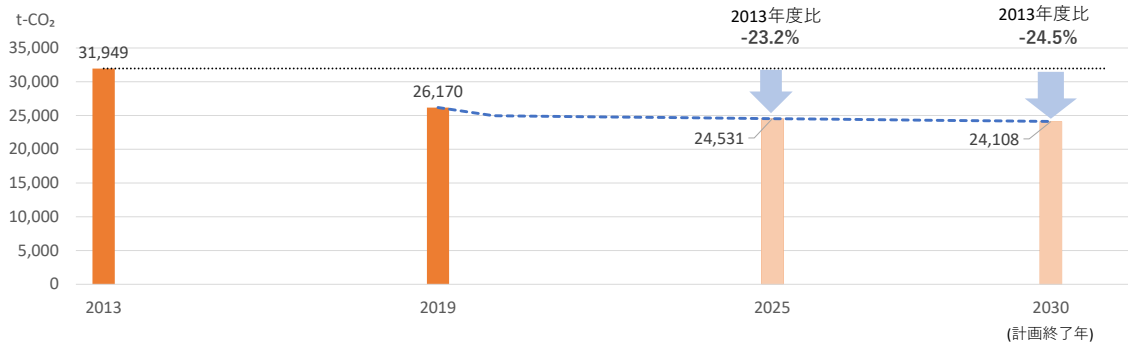


図 7-6 現状すう勢ケースでの市有施設等における温室効果ガスの将来推計

③ 将来目標の設定

電力においては、各施設のエネルギー消費量を年 1%程度ずつ削減すると想定して、令和 12 年度 (2030 年度) の全体の削減率を令和元年度 (2019 年度) 比で 10.6%と設定しました。また、電力以外の燃料についても電力同様の削減を達成すると想定し、目標設定を行いました。

上記の結果と②の現状すう勢での削減率を合わせて、令和 12 年度 (2030 年度) 温室効果ガス排出量の削減目標を平成 25 年度 (2013 年度) 比 30%と設定しました。この割合で削減できた場合の温室効果ガス総排出量の推移を図 7-7 に、ガス別排出量を表 7-12 に示しています。

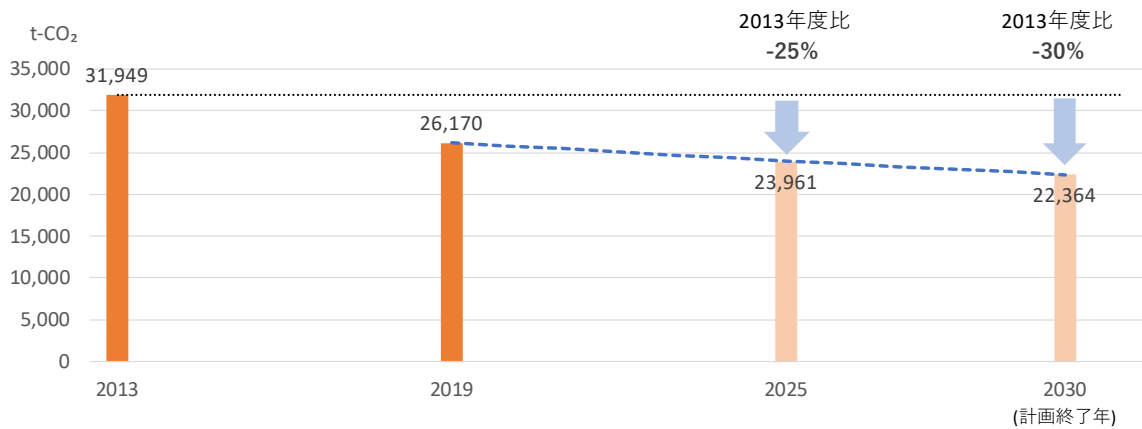


図 7-7 市有施設等における温室効果ガスの削減目標

表 7-12 ガス別排出量内訳

項目	単位	2013	2019	2030
二酸化炭素	t-CO <sub>2</sub>	30,512	24,860	21,054
メタン	t-CO <sub>2</sub>	583	469	469
一酸化二窒素	t-CO <sub>2</sub>	854	841	841
ハイドロフルオロカーボン	t-CO <sub>2</sub>	0	0	0
合計	t-CO <sub>2</sub>	31,949	26,170	22,364

## (5) 再生可能エネルギーの導入補助実績

## 1) 住宅用太陽光発電システム

	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	合計
交付決定 総数	41件	40件	52件	56件	53件	36件	27件	9件	314件
設備容量 合計	173kW	193kW	365kW	304kW	258kW	183kW	159kW	46kW	1,681kW

## 2) 木質バイオマスストーブ

	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	合計
交付決定 総数	46件	32件	24件	24件	22件	13件	17件	8件	186件
薪	28件	18件	11件	18件	13件	10件	14件	4件	116件
pellets	18件	14件	13件	6件	9件	3件	3件	4件	70件

## (6) 岩船沖洋上風力発電事業の検討経緯

本市では、地球温暖化防止対策となる再生可能エネルギーの導入に向けた取り組みを進めています。再生可能エネルギーのひとつに風力発電があり、その中でも洋上風力発電導入の可能性について研究するため、平成26年(2014年)5月に「岩船沖洋上風力発電に関する研究会」が設置されたことが検討のスタートとなりました。

平成26年(2014年)は市議会においても研修会などが行われ、9月定例会には「岩船沖洋上風力発電事業の導入に関する決議」がなされました。

検討と協議の場は、新たに設置された「岩船沖洋上風力発電推進協議会」から、その後に条例により設置された「岩船沖洋上風力発電推進委員会」に移り、平成31年(2019年)3月までの5ヵ年度に検討した実績があります。

岩船沖エリアにおける洋上風力発電導入の実現には至りませんでした。平成31年(2019年)4月1日「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」が施行され、本県においても令和元年(2019年)6月13日に「新潟県洋上風力発電導入研究会」、同年11月19日に「村上市・胎内市沖地域部会」が設置され、村上市沖及び胎内市沖を新たなエリアとする検討がスタートしております。

本市も参画している研究会及び地域部会において、今後も検討を継続していきます。

表 7-13 岩船沖洋上風力発電事業の検討経緯

時期		内容
平成26年 (2014年)	5月～8月	岩船沖洋上風力発電に関する研究会
	10月	市議会定例会「岩船沖洋上風力発電事業の導入推進に関する決議」
	10月	村上市岩船沖 洋上風力発電 推進委員会 条例 施行
	10月	村上市岩船沖 洋上風力発電 推進協議会
	11月	
平成26年(2014年) 11月～平成31年 (2019年)3月	村上市岩船沖 洋上風力発電 推進委員会	
平成31年 (2019年)	3月	村上市岩船沖 洋上風力発電 推進委員会 条例 廃止
	4月	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律 施行
令和元年 (2019年)	6月	新潟県洋上風力発電導入研究会 設置
	11月	新潟県洋上風力発電導入研究会 村上市・胎内市沖地域部会 設置

## 7.5 SDGs の 17 の目標

SDGs 目標	目標の概要と本計画との関係
	<p><b>目標 1 貧困をなくそう</b></p> <p>&lt;目標の概要&gt; あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせ、低所得者の数を減らすことを目指します。</p> <p>&lt;本計画での貢献&gt; —</p> <p>&lt;関連する本計画の施策方針&gt; —</p>
	<p><b>目標 2 飢餓をゼロに</b></p> <p>&lt;目標の概要&gt; 2030年までに飢餓を終わらせ、食料安全保障を確かなものとすることを目指します。</p> <p>&lt;本計画での貢献&gt; —</p> <p>&lt;関連する本計画の施策方針&gt; —</p>
	<p><b>目標 3 すべての人に福祉と福祉を</b></p> <p>&lt;目標の概要&gt; あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進し、全ての人々が生涯にわたり健康的な生活を営めるようになることを目指します。</p> <p>&lt;本計画での貢献&gt; 地球温暖化の進行に備えた暑さ対策や、公害問題への対策に取り組むことで、市民の健康確保や福祉の促進に貢献します。</p> <p>&lt;関連する本計画の施策方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2-1 良好な生活環境の保全</li> <li>・ 2-2 資源循環型社会の構築</li> <li>・ 3-4 気候変動の影響への適応</li> <li>・ 3-5 その他の地球環境対策</li> </ul>
	<p><b>目標 4 質の高い教育をみんなに</b></p> <p>&lt;目標の概要&gt; 貧困削減を持続的に進める上で、教育は大きな役割を担っており、全ての人々が質の良い教育に生涯を通じてアクセス可能となることを目指します。</p> <p>&lt;本計画での貢献&gt; 環境問題に対する意識啓発の推進や環境情報の集積と提供、充実した環境教育に取り組むことで、質の高い教育に貢献します。</p> <p>&lt;関連する本計画の施策方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5-1 環境意識の向上</li> </ul>



SDGs 目標	目標の概要と本計画との関係
 <p>5 ジェンダー平等を 実現しよう</p>	<p><b>目標 5 ジェンダー平等を実現しよう</b></p> <p>&lt;目標の概要&gt; 女性や男性はこうあるべきといった固定観念にとらわれず、両者が平等に活躍できる社会を作ることを目指します。</p> <p>&lt;本計画での貢献&gt; —</p> <p>&lt;関連する本計画の施策方針&gt; —</p>
 <p>6 安全な水とトイレ を世界中に</p>	<p><b>目標 6 安全な水とトイレを世界中に</b></p> <p>&lt;目標の概要&gt; すべての人々への飲料水、トイレ、下水施設・衛生設備の提供を目指します。</p> <p>&lt;本計画での貢献&gt; 上下水道対策や、土壌汚染や地下水汚染、化学物質による環境汚染の防止活動等に取り組むことで、水環境の向上と水に関わる生態系の保護・回復に貢献します。</p> <p>&lt;関連する本計画の施策方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1-1 緑豊かな山々と美しい水辺のある自然との共生</li> <li>・ 2-1 良好な生活環境の保全</li> </ul>
 <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>	<p><b>目標 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b></p> <p>&lt;目標の概要&gt; 電気、灯油、液化天然ガス（LPG）といった近代的なエネルギーが、すべての人々に安価で継続的に提供されることを目指します。</p> <p>&lt;本計画での貢献&gt; 省エネルギー化や再生可能エネルギーの利用促進の取り組みを通じて、持続可能なエネルギーサービスの確保に貢献します。</p> <p>&lt;関連する本計画の施策方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3-1 省エネルギーの推進</li> <li>・ 3-2 再生可能エネルギー等の利用促進</li> <li>・ 3-3 温室効果ガス排出量の削減</li> </ul>
 <p>8 働きがいも 経済成長も</p>	<p><b>目標 8 働きがいも経済成長も</b></p> <p>&lt;目標の概要&gt; 持続可能な開発を実現するため、包摂的かつ持続可能な経済成長と、すべての人々への生産的で働きがいのある雇用の促進を目指します。</p> <p>&lt;本計画での貢献&gt; 環境保全型の持続可能な農林水産業の推進や、農産物の高付加価値化、林業の六次産業化、農業の担い手対策等に取り組むことで、持続可能な経済成長と働きがいのある雇用に貢献します。</p> <p>&lt;関連する本計画の施策方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1-1 緑豊かな山々と美しい水辺のある自然との共生</li> <li>・ 2-3 環境保全型の持続可能な農林水産業の推進</li> </ul>

SDGs 目標	目標の概要と本計画との関係
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p><b>目標 9 産業と技術革新の基盤をつくろう</b></p> <p>&lt;目標の概要&gt;          インフラ構築、産業化の進展、イノベーションの促進により、持続的な開発が可能になることを目指します。</p> <p>&lt;本計画での貢献&gt;          省エネルギー化や再生可能エネルギー導入の促進などに取り組むことで、持続可能なエネルギーインフラの構築に貢献します。          また、環境保全型の持続可能な農林水産業や環境関連産業の進展にも貢献します。</p> <p>&lt;関連する本計画の施策方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2-3 環境保全型の持続可能な農林水産業の推進</li> <li>・ 3-1 省エネルギーの推進</li> <li>・ 3-2 再生可能エネルギー等の利用促進</li> <li>・ 3-3 温室効果ガス排出量の削減</li> <li>・ 3-4 気候変動の影響への適応</li> </ul>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p><b>目標 10 人や国の不平等をなくそう</b></p> <p>&lt;目標の概要&gt;          拡大している高所得層と低所得層の格差をなくし、人々間の不平等、さらに国家間の不平等を是正することを目指します。</p> <p>&lt;本計画での貢献&gt;          —</p> <p>&lt;関連する本計画の施策方針&gt;          —</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p><b>目標 11 住み続けられるまちづくりを</b></p> <p>&lt;目標の概要&gt;          都市の居住環境や都市機能、公共サービスなどに関する様々な都市問題の改善や防災対策を進め、全ての人々にとって快適で便利な生活を提供し、持続的な開発が可能になることを目指します。</p> <p>&lt;本計画での貢献&gt;          生活環境対策や地球温暖化対策、資源循環型社会の構築等に取り組むことで、快適で便利な居住やまちづくりに貢献します。</p> <p>&lt;関連する本計画の施策方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1-1 緑豊かな山々と美しい水辺のある自然との共生</li> <li>・ 2-1 良好な生活環境の保全</li> <li>・ 2-2 資源循環型社会の構築</li> <li>・ 3-3 温室効果ガス排出量の削減</li> <li>・ 3-4 気候変動の影響への適応</li> <li>・ 3-5 その他の地球環境対策</li> </ul>

SDGs 目標	目標の概要と本計画との関係
	<p><b>目標 12 つくる責任 つかう責任</b></p> <p><b>&lt;目標の概要&gt;</b> より少ない資源を使いながらも、良質でより多くのものを得るような、持続可能な生産消費形態の確保を目指します。</p> <p><b>&lt;本計画での貢献&gt;</b> 環境負荷の小さい生産と消費の推進や、地域資源の有効活用等に取り組むことで、持続可能な生産消費形態の構築に貢献します。</p> <p><b>&lt;関連する本計画の施策方針&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1-1 緑豊かな山々と美しい水辺のある自然との共生</li> <li>・ 2-1 良好な生活環境の保全</li> <li>・ 2-2 資源循環型社会の構築</li> <li>・ 2-3 環境保全型の持続可能な農林水産業の推進</li> <li>・ 3-1 省エネルギーの推進</li> <li>・ 3-2 再生可能エネルギー等の利用促進</li> <li>・ 3-3 温室効果ガス排出量の削減</li> <li>・ 3-5 その他の地球環境対策</li> </ul>
	<p><b>目標 13 気候変動に具体的な対策を</b></p> <p><b>&lt;目標の概要&gt;</b> 気候変動及びその影響を軽減するとともに、気候変動に起因する環境変化に対する強靱性と適応能力を強化することを目指します。</p> <p><b>&lt;本計画での貢献&gt;</b> 地球温暖化防止対策や気候変動への適応策など、気候変動に対する具体的な対策に取り組みます。</p> <p><b>&lt;関連する本計画の施策方針&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3-3 温室効果ガス排出量の削減</li> <li>・ 3-4 気候変動の影響への適応</li> </ul>
	<p><b>目標 14 海の豊かさを守ろう</b></p> <p><b>&lt;目標の概要&gt;</b> 海洋環境や海洋資源を保全し、海洋資源を持続可能な形で利用することを目指します。</p> <p><b>&lt;本計画での貢献&gt;</b> 海岸や海域、内水域の環境保全、海洋プラスチック等の海洋汚染の防止対策、環境に配慮した農林水産業の推進等に取り組むことで、海洋資源の保全と持続可能な利用に貢献します。</p> <p><b>&lt;関連する本計画の施策方針&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1-1 緑豊かな山々と美しい水辺のある自然との共生</li> <li>・ 1-2 生物多様性の保全</li> <li>・ 2-3 環境保全型の持続可能な農林水産業の推進</li> <li>・ 3-5 その他の地球環境対策</li> <li>・ 4-1 美しい田園、里山、海岸景観の保全</li> </ul>



SDGs 目標	目標の概要と本計画との関係
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p><b>目標 15 陸の豊かさも守ろう</b></p> <p><b>&lt;目標の概要&gt;</b>          持続可能な森林の管理や、動植物の生息・生育地の劣化防止・改善、生物多様性の確保等により、陸域生態系の利益を次世代に受け継がせることを目指します。</p> <p><b>&lt;本計画での貢献&gt;</b>          森林や里山、水辺の生態系・景観の保全に取り組むことで、生態系・生物多様性の保全と価値向上に貢献します。          また、環境に配慮した農林水産業の推進に取り組むことで、陸域・内陸淡水域の資源の保全・回復・持続可能な利用に貢献します。</p> <p><b>&lt;関連する本計画の施策方針&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1-1 緑豊かな山々と美しい水辺のある自然との共生</li> <li>・ 1-2 生物多様性の保全</li> <li>・ 2-1 良好な生活環境の保全</li> <li>・ 2-3 環境保全型の持続可能な農林水産業の推進</li> <li>・ 4-1 美しい田園、里山、海岸景観の保全</li> <li>・ 4-2 歴史ある町並みや景観の保全</li> </ul>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p><b>目標 16 平和と公正をすべての人に</b></p> <p><b>&lt;目標の概要&gt;</b>          世界の全ての人々が平和で公正な社会で過ごせるよう、基本的人権が保障され、司法へのアクセスが可能となる、効果的で透明性の高い制度の構築を目指します。</p> <p><b>&lt;本計画での貢献&gt;</b>          —</p> <p><b>&lt;関連する本計画の施策方針&gt;</b>          —</p>
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p><b>目標 17 パートナーシップで目標を達成しよう</b></p> <p><b>&lt;目標の概要&gt;</b>          ゴール1から16までを達成するための資金の確保や実施手段の強化に向け、各主体間でのパートナーシップの活性化を目指します。</p> <p><b>&lt;本計画での貢献&gt;</b>          市民・事業者に対する環境意識の向上対策や、環境活動に対する支援、主体間における環境情報の交換の場の創出等により、効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップの形成に貢献します。</p> <p><b>&lt;関連する本計画の施策方針&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3-5 その他の地球環境対策</li> <li>・ 5-1 環境意識の向上</li> <li>・ 5-2 環境活動の推進</li> <li>・ 5-3 ネットワークの形成</li> </ul>



## 7.6 用語説明

## ■ あ行

## 1. アイドリングストップ

自動車の停止時にエンジンを切ることで、 unnecessary 燃料の消費を抑え、二酸化炭素の排出量を抑制する行動のことです。

## 2. 居線網漁（いぐりあみりょう）

3 艘の川舟を川の流れてひし形に広げながら使い、一艘に漁師が2人ずつ乗り、先行する1艘は網にサケを追い、後方2艘の前方（下流側）の一人は櫂で舟を操り、後方（上流側）の漁師は水中におろしたサイ縄を握り、川を上って来るサケが網にかかると舷を叩き呼吸を合わせてサケを捕る、三面川に伝わる伝統漁法です。

## 3. 一級河川・二級河川

河川法に基づいて、国土交通大臣が指定した河川を「一級河川」、それ以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものについて都道府県知事が指定した河川を「二級河川」と定めています。

## 4. 一般廃棄物

日常生活に伴って排出されるごみやし尿であり、廃棄物処理法では「産業廃棄物以外の廃棄物」と定義されています。家庭から排出される生活系廃棄物と、店舗、事業所、工場等から排出される事業系廃棄物の2種類に分けられます。

## 5. 家庭エコ診断（うちエコ診断）

各家庭のライフスタイルや地域特性に応じた診断・アドバイスを実施することにより、効果的に二酸化炭素排出量の削減・抑制を推進していくための制度です。

## 6. エコカー

二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）や窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）などの排出量が少なく、燃費もよい自動車のことです。ハイブリッド・カーや電気自動車、燃料電池車などがあります。

## 7. エコツアー

自然観察や体験をしながら仕組みを学んだり、生き物や自然環境を保護する活動に参加したり、貴重な遺跡を知り保護したりなどの、エコツーリズムの考え方に沿った旅行行程、もしくはプログラムのことです。

## 8. エコツーリズム

地域の環境を損なうことなく、動植物などの自然環境や資源を活用する地域文化とふれあい、学ぶことを主目的とする旅行のことです。エコツーリズムの活用は、自然資源を活用しながら地域の発展に資する手法として期待されています。

## 9. エコドライブ

環境に配慮した自動車の運転方法のことです。具体的には、急発進・急加速をしない、空ぶかしをしない、適正空気圧のタイヤで走る、無理・無計画なドライブをしない、無駄なアイドリングをしない、不要な荷物を載せたまま走らないといった運転技術や心がけにより、省エネルギーを図る運転をいいます。

## 10. エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出、認定を受けた農業者（認定農業者）の愛称です。

## 11. エコラベル

生物資源の持続可能な利用を目指すことが認められた製品につけるマークです。ドイツで始められたもので、日本ではエコマークと呼ばれます。

## 12. 江浚い（えざらい）

用水路・排水路の清掃をすることです。市内では、春先米作りが始まる前に、農業用水の側溝を清掃することが多いです。

## 13. エネルギーミックス

「安全・安定供給、経済効率性、環境適合性」の観点から最適な組み合わせを迫及し、様々なエネルギー源を組み合わせることで電力を賄うことです。

## 14. エネルギー面的利用

コージェネレーション等の自立・分散型エネルギー導入と、建物間熱導管や電力自営線で繋いでネットワーク化し、電力や熱の融通を行うシステムです。平常時の省エネ・低炭素化と災害時のエネルギー安定供給確保の両立が見込まれます。

## 15. オゾン層（オゾンホール）

成層圏にあるオゾン濃度が比較的高い層をオゾン層といい、成層圏のオゾン層は、太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収して、地球上の生態系を保護しています。大気中に放出されるフロン類などのオゾン層破壊物質などによりオゾン濃度が低下した部分を、オゾンホールと呼びます。

## ■ か行

## 16. カーボン・オフセット

温室効果ガス排出量の削減努力を行った上でどうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方のことです。

## 17. 海岸浸食防止回復事業

河川からの供給土砂の減少や、大規模構造物による沿岸漂砂の遮断により進行する海岸浸食を防止・回復させるための事業です。粗粒材養浜事業やヘッドランド（人口岬）の設置などの方法がとられています。

## 18. 海岸漂着物（海岸漂着ごみ）

国内外で発生したごみで、河川や海岸に投棄され、海岸に漂着したものです。これら海岸漂着ごみの処理に係る自治体の負担が大きくなっており、国では平成18年（2016年）4月から「漂流・漂着ごみ対策に関する関係省庁会議」を設置し、海岸漂着ごみ対策を進めています。

## 19. 快水浴場百選

環境省は、美しい水辺、清らかな水辺、安らげる水辺、優しい水辺、豊かな水辺の5つの評価軸に基づき水浴場100箇所を選定しました。

## 20. 海浜植物

海岸の主に砂浜に生育する種子植物です。水が少なく日差しが強い場所で生育するため、葉が厚く葉の表面が硬いものが多く、強風のため背が高くならず、地表を這うように成長する植物が多く見られます。

## 21. 海面漁業

利潤または生活の資を得るために、水産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕または養殖を行う事業のことです。

## 22. 外来生物

もともとその地域に生息しておらず、人間の活動によって外国または他の地域から入ってきた生物種のことです。外来生物の中には、生態系を脅かすとともに、農業、林業、水産業などにも影響を与え、さらには毒をもっている場合などは、直接人間に害を与えるものもあります。移入先が国外か日本国内の他地域であるかによって、国外外来生物、国内外来生物に区別されます。

## 23. 花崗岩

深成岩の一種で、朝日・飯豊山塊は中・古生代の花崗岩などで構成されています。石材の御影石としても利用されます。

## 24. 合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗面所等から出る污水）を併せて処理する浄化槽のことです。

## 25. 合併処理浄化槽普及率

下水道整備予定区域外地域の「合併処理浄化槽設置基数」を「(単独処理浄化槽も含めた)全浄化槽設置基数」で割った値で、下水道未整備地域における合併処理浄化槽の普及率を示しています。

## 26. 環境家計簿

環境家計簿は家庭で消費したエネルギー（電気・ガス・灯油・水道など）から、排出されるCO<sub>2</sub>の量を「見える化」し、家庭でのCO<sub>2</sub>排出量を確認できるツールです。

## 27. 環境基準

環境基本法等に基づく「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」をいいます。行政上の目標として、大気、水質、騒音、土壌、ダイオキシン類について定められています。

## 28. 環境保全型農業

農薬や肥料の適切な使用、土作りなどによって農業の自然循環機能の維持増進を図ろうとする農業生産方式のことです。

## 29. 揮発性有機化合物（VOC）

Volatile Organic Compounds の略で、光化学オキシダントの原因物質の一つです。揮発性を有し、大気中で気体状となる有機化合物の総称であり、トルエン、キシレン、酢酸エチルなど多種多様な物質が含まれます。

## 30. 郷育のまち・村上

村上市において教育の取り組みを通して、愛着と誇りの持てる、住みたくなるまちづくりを推進するために、多様な考えがあることを受け入れ、共につながり合っている意識を大切にしていって、互いに支え合い、子どもと大人が共に育つまちをつくっていくという考えを示した言葉です。

## 31. 共生

本来は生物学用語で共存する生物種間の相互作用を意味し、ヤドカリとイソギンチャクのように、異なる種類の生物が緊密な結び付きを保ちながら一緒に生活する現象をいいます。さらに、この関係を人間と環境との関係にあてはめ、人間は生態系の一部であり、生存基盤である環境を保全していく責務があるとの基本的認識に基づき、環境に配慮した行動を行い、環境からの恵みを守り育てるといった考え方へと拡大していきました。



### 32. 京都議定書

先進各国における温室効果ガスの削減割合や国際制度について定めた議定書で、1997年12月、地球温暖化防止京都会議（気候変動枠組条約第3回締約国会議）において採択され、2005年2月に発効しました。日本は、2008～2012年の間に、温室効果ガスを1990年レベルで6%削減することが法的拘束力のある約束として定められています。

### 33. 共同配送

複数の荷主がそれぞれの貨物を共同配送センター等に集約・積替えし、複数配送先に共同で配送する仕組みです。積載率向上、CO<sub>2</sub>排出量低減等が見込めます。

### 34. クラインガルテン (Kleingarten)

本来的にはドイツでの農地の賃借制度を指し、日本においては市民農園にログハウスを附設した滞在型市民農園をさす場合が多くなっています。

### 35. グリーンツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動の総称です。

### 36. クールビズ・ウォームビズ

クールビズとは、夏場、会社員や公務員ができるだけ涼しく仕事ができるように、軽装になることです。ネクタイ・上着なしが基本で、併せて冷房の温度を高め設定します。

ウォームビズとは、冬場、暖房の設定を低めにして仕事ができるよう、重ね着をしたり、膝掛けをしたりすることです。

いずれも、環境省が地球温暖化などへの対策として提唱されています。

### 37. 群落

同一場所である種の単位性と個別性をもって一緒に生活している植物群を指す植生の単位です。大きさや広がりについて、特に規定はありません。同じような立地では、相観・構造・組成などがよく似た群落が、ある程度の再現性を持ってみられます。

### 38. 景観行政団体

景観法に基づき、良好な景観の保全・形成を図るなど、景観行政を担う自治体のことです。景観行政団体は、景観法に基づき「景観計画」を策定することができます。

### 39. 景観形成地区

景観の形成を促進する地区を指定し、関係住民が設立する景観形成協議会と自治体の協議を経て景観形成の方針・基準を定め、建築行為などの届出や公共事業の推進によって景観の形成を図る地区のことです。この地区内において対象行為を行おうとする場合は、景観法第16条に基づく届出が必要です。

### 40. 健康むらかみ21計画

市民一人ひとりが健康の大切さを自覚し、主体的に健康づくりに取り組む活動を行うため、家庭や地域など、市全体で市民の健康を推進し「支え合い安心して暮らせる思いやりのまちづくり」の実現を目指すことを目的とした計画です。平成27年3月に策定し、平成31年3月に改定を行いました。

### 41. 原生自然

人間の活動影響を受けていない自然の総称で、原生林や湿地、砂漠など多様な生態系が含まれます。



#### 42. 公害

事業活動などにより、自然環境や生活環境、人の健康に被害が生じることです。環境基本法では、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭によって「人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう」と定義されており、これらは典型7公害と呼ばれます。

#### 43. 光化学オキシダント

光化学オキシダントとは、自動車や工場・事業場などから排出される大気中の窒素酸化物（NOx）や、炭化水素（HC）などが、太陽からの紫外線をうけ光化学反応を起こして作り出される酸化力の強い物質の総称です。

#### 44. 光化学スモッグ注意報

光化学スモッグの危険度が高まった際に発令される注意報です。光化学オキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上かつ気象条件からみて今後もその状態が継続すると考えられる場合に発令されます。

#### 45. 公共用水域

水質汚濁防止法（1970年12月25日法律138号）において、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路をいうと定義されています。

#### 46. 耕作放棄地

調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作する意志のない土地をいいます。

#### 47. 国連サミット（国連環境開発会議（地球サミット））

昭和47年（1972年）6月にストックホルムで開催された国連人間環境会議の20周年を機に、平成4年（1992年）6月にリオ・デ・ジャネイロで開催された首脳レベルでの国際会議です。人類共通の課題である地球環境の保全と持続可能な開発の実現のための具体的な方策が討議されました。

#### 48. こどもエコクラブ

環境に関する活動を自主的に行う、幼児から小・中学生、高校生のグループです。平成7年から、環境省の提唱で全国に普及しました。

#### 49. コド漁

川の流れに沿って川底に杭を打ち、杭に竹や柳枝などで作った箱型の装置（コド）を設置して、サケが休憩や隠れるために入ってきたところを「ミマド」から覗き、「カキマド」から鉤を差し込んで引っかけて捕獲する漁法。

#### 50. コミュニティビジネス

地域（コミュニティ）におけるニーズや課題に対応するための事業です。地域住民が生活者の視点に立って、地域の公益的な事業を手がけることであり、環境のほか、福祉・介護、まちづくり、商店街活性化、文化、スポーツなどの分野があります。

#### ■ さ行

#### 51. 災害廃棄物

環境省では、非常災害により生じた廃棄物を「災害廃棄物」と定義しており、コンクリートがらや木くず、廃家電など様々なものが含まれます。

## 52. 再生可能エネルギー

非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるもののことです。太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスなどが該当します。

## 53. 魚つき林（魚つき保安林）

海岸線や河川、湖沼の周辺で、魚類の生息を助けることを目的に指定された保安林です。村上市では、三面川河口の岩ヶ崎地内が明治30年（1897年）12月に指定（新潟県告示第289号）されています。

## 54. 砂丘法肩

砂丘の斜面の最上部の端の部分です。

## 55. サケの森づくり

三面川で古来地域住民とサケが密接に関わってきたサケ文化を将来にわたり守っていくことを目的に、豊かな川・海・森林をつくっていく活動です。新潟県内で最初の森林ボランティアとして、平成12年（2004年）に「さけの森林づくり推進協議会」が結成され、平成13年度から当時の朝日村と村上市で活動が始まりました。現在では、漁業者、林業関係者、地域住民、緑の少年団が中心となり、三面川上流で下草刈りやブナの幼木の植樹を行っています。

## 56. 里山

居住地近くに広がる森林や草地等で構成され、かつては薪炭用材や落葉の採取、林業生産など様々な人間の働きかけを通じて自然環境が維持、形成されてきた地域のことです。多様な野生動植物の生息・生育場所となっています。

## 57. 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類など、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた廃棄物のことです。これらは、事業者が自らの責任で、環境汚染が生じないように、適正に処理することが義務づけられています。

## 58. 酸性雨

大気中の硫黄酸化物や窒素酸化物などが取り込まれて、pHが低くなった酸性の雨や大気中の酸性物質の沈着のことです。工場や自動車からの排出ガスなどが原因としてあげられます。

## 59. 資源ごみ

再生利用が可能なごみのことです。古紙、鉄くず、アルミニウム、ビン、布、ペットボトルなどがあり、再生資源ともいいます。

## 60. 資源循環型農業

限りある資源を有効活用すべく制定された、循環型社会形成推進基本法に基づく家畜排泄物や食品残渣の有効活用、堆肥の使用等を活用した持続性の高い農業のことです。

## 61. 自然環境保全地域

新潟県自然環境保全条例に基づき、優れた自然環境を保全するために指定された地域のことです。自然環境保全地域は、高山・亜高山の森林・草原、優れた自然林、特異な地形、貴重な野生動植物が生息・生育する湖沼・湿原などが対象となります。

## 62. 自然公園

自然公園法に基づき、優れた自然の風景地の保護と利用の増進のため、区域を定めて指定されたもので、国立公園、国定公園と県立自然公園条例に基づく県立自然公園の3種類があります。

### 63. 自然林

人が手を加えておらず、主として自然の力によって成り立っている森林のことです。日本の自然林には、暖温帯ではシイ・カシ・タブ林などの常緑広葉樹林、冷温帯ではブナ・ミズナラ林などの落葉広葉樹林、亜高山・高山帯のシラビソ・オオシラビソ・ハイマツ林などがあります。

### 64. 次世代燃料供給インフラ

電気、水素等の次世代燃料を供給するため、水素ステーション等の施設のことです。現状のインフラを効率的に維持しつつ、将来の変化に対しても切れ目なく対応していく手段が検討されています。

### 65. 持続可能な開発のための2030アジェンダ

平成27(2015)年9月25日に、ニューヨーク・国連本部で開催された国連サミットで採択された計画(agenda)で、序文、政治宣言、持続可能な開発目標(SDGs)、実施手段、フォローアップ・レビューで構成されています。

### 66. シビエ

シカ、イノシシなど狩猟の対象となり食用とする野生鳥獣、又はその肉のことです。近年では、野生動物による農作物等への被害を防ぐために捕獲数を増やし、食材として利用する取組が盛んになっています。

### 67. 集落排水施設

農業・漁業世帯の生活環境の向上・農業用水の水質保全などを目的として、各家庭のトイレ・台所・お風呂などから出た汚水を処理場に集め、きれいにして川に戻す施設のことです。

### 68. 循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会のあり方を根本から見直し、人間の生活や事業活動に伴って発生・消費される物やエネルギーなど、あらゆるものを資源として循環し、あるいは様々な形で繰り返し利用し、廃棄するものを最小限とすることで、天然資源の消費を抑制し、自然環境をはじめとする環境への負荷を可能な限り低減する社会のことです。

### 69. 省エネルギー

石油・電力・ガスなどのエネルギーを効率的に利用し、その消費量を節約することです。日本では、オイルショックの際にエネルギーの安全保障の面から始められ、1990年代からは、地球環境問題、特に温室効果ガスの排出量削減のために、重要なものとなっています。

### 70. 省エネルギー型漁業

集魚灯や漁船用エンジンなどの省エネルギー技術、漁具や漁労機器による省エネルギー技術、水産物管理設備の適正利用などを導入し、省エネルギー化を図る漁業のことです。

### 71. 省エネルギー型農業

土地利用型農業における省エネと低投入化や施設園芸における省エネと高密度化など、また農業に限らず地域を複合体として考えエネルギーや物質の循環利用システムを検討するなどして省エネ化された農業のことです。

### 72. 省エネルギー診断

技術専門員が施設を訪問してエネルギーの使用状況を診断し、光熱水費削減のための省エネに関する提案や技術的な助言を行うサービスののことです。



### 73. 照葉樹林

常緑広葉樹の中で、葉面のクチクラ層が厚く、光沢があり、葉の大きさが20~50cm<sup>2</sup>前後の照葉樹が優占する林のことです。シイ・カシなどのブナ科、クスノキ・タブノキなどのクスノキ科、ツバキ・ヒサカキなどのツバキ科の植物が優占します。

### 74. 上場水揚量

調査区内の卸売市場において、せり、入札、相対等によって取引された数量を指します。

### 75. 食育

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、様々な経験を通じて“食”に関する知識と“食”を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

### 76. 新エネルギー

化石燃料に替わる新しいエネルギーのことです。「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」(平成9年施行)では、“技術的には実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの”と定義されており、具体的には、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、小型水力発電、などを指します。

### 77. 森林経営管理法

経営管理を行う必要があると考えられる森林について、市町村が森林所有者の意向を確認後、森林所有者の委託を受け、民間の林業経営者に再委託するなどにより、林業経営と森林の管理を実施する制度です。

### 78. 森林認証(森林認証制度)

第三者機関が環境・経済・社会の側面から一定の基準をもとに適切な森林経営が行われている森林または経営組織などを認証し、そこから生産された木材・木材製品にラベルを付けて流通させ、持続可能性に配慮した木材の選択的な購買を通じ、持続可能な森林経営を支援する民間主体の取り組みです。

### 79. 水生植物

いったん陸上生活に適応しながら再び水中生活にもどっていった種子植物およびシダ植物をいい、陸上で生活した証拠を水面に花を出すことなどに残している植物の仲間のことです。

### 80. 水洗化率

水洗化率とは、自治体が公共下水道や集落排水、合併処理浄化槽を整備した区域内の人口に対して、実際に設備を利用している人口の割合を指します。

### 81. 生態系

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く環境との間の相互関係を、総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念です。このまとまりのとらえ方によって、水槽やため池の中の生物社会を生態系と呼ぶこともでき、地球全体をひとつの生態系と考えることもできます。

### 82. 生物多様性

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。地球上の生きものの命一つひとつに個性があり、直接的または間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしています。



### 83. 生物多様性の観点から重要度の高い海域

日本周辺海域の生物多様性を保全していく上で重要度が高い海域を、生態学的及び生物学的観点から、科学的そして客観的に明らかにしたものです。平成23年度（2011年度）からの3年間にわたる検討の結果、沿岸域では270カ所、沖合表層域では20カ所、沖合海底域では31カ所が抽出されました。略して「重要海域」ともいいます。

### 84. 生物多様性の保全上重要な里地里山

環境省では、さまざまな命を育む豊かな里地里山を、次世代に残していくべき自然環境の一つであると位置づけ、全国で500箇所を選定しています。略して「重要里地里山」ともいいます。

### 85. 生物多様性の保全上重要な湿地

環境省では、湿原・干潟等の湿地の減少や劣化に対する国民的な関心の高まり、ラムサール条約における湿地定義の広がりなどを受けて、平成13年（2001年）に「日本の重要湿地500」を選定していましたが、社会環境や自然環境の変化に対応して、生物多様性の確保、科学的基盤の強化や湿地の保全管理などの基礎的な情報とするため、平成26年（2014年）に改定しています。略して「重要湿地」ともいいます。

### 86. 絶対年代

遺跡や遺物の「年代」には大きく分けて二つの種類があります。「相対年代」は人工遺物や遺跡の年代があるものより「古いか、新しいか」を決定する方法で、正確な暦を示すものではありません。これに対して「絶対年代」は、ある遺物や遺構、遺跡に対して数値的な年代を与えるものです。

### 87. 雪田植生

風下側の東斜面やくぼ地などの場所で積雪量が非常に多く、夏期の遅くまで雪が残る場所を雪田といいます。雪が無い状態の期間が短く、植物達は、その間に成長から開花～繁殖を終わらせる必要がある厳しい環境のため、限られた種類の植物しか生育できません。

### 88. 絶滅危惧種

動植物の中で、1個体も生存しなくなった状態を“絶滅”したといい、そのおそれが最も大きな状態にある種や亜種を“絶滅危惧種”に指定しています。環境省では「レッドデータブック」において“絶滅のおそれのある野生生物”と定義しています。

### 89. ソーラーシェアリング

農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備を設置し、営農を継続しながら発電事業を同時に行うことです。「農地の一時転用」という取り扱いにより、農業振興地域、第1種農地、甲種農地などでも実施できる場合があります。

## ■ た行

### 90. 大気汚染の常時監視

新潟県では、大気汚染常時監視テレメータシステムを用いて環境の汚染状態や気象条件、大規模な工場における大気汚染物質の排出濃度などの測定データを自動的に収集して大気汚染状況を常時監視しています。

### 91. 代替フロン

特定フロンの代替物質として開発された物質のことで、HFC（ハイドロフルオロカーボン）、PFC（パーフルオロカーボン）などがあります。

**92. たんぼ**

湧水が湧出する湾処（わんど）を示す荒川沿川における地域呼称です。一年を通じて安定した水温の環境が形成され、湧水に依存する水生生物の貴重な生息場となっています。

**93. 地産地消**

地域で生産された農産物を、その地域（地元）で消費することで、「地元生産—地元消費」の略です。

**94. 抽水植物**

水生植物のうち、水底に根を張り、茎の下部は水中にあるが茎か葉の少なくとも一部が水上に突き出ているものをいいます。かつては、荒川・三面川河口の湿地帯にイネ科やミクリ科の抽水植物が生育していましたが、現在ではそのほとんどが消失しました。

**95. 底生動物**

水域に生息する生物の中でも底質に生息する生物の総称で、貝やエビ、カニ、水生昆虫などのことです。

**96. 低炭素社会**

地球温暖化を防止するため、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスを極力排出しない社会のことです。化石燃料に過度に依存せず、自然エネルギーを活用し、大量生産・大量消費・大量廃棄社会から循環型社会へと脱却することを意味しています。

**97. デマンドタクシー**

運行エリア内の指定された乗車場所から目的地まで、利用者の希望時間帯や乗降場所などの要望（デマンド）に応じて利用できる交通サービスです。

**98. 都市公園**

都市公園法に基づき、国、地方公共団体が設置、管理する公園のことです。

**99. 特定フロン**

オゾン層を破壊する物質として国際的な規制の対象になっている CFC（クロロフルオロカーボン）と HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）のことです。

## ■ な行

**100. 内水面漁業**

河川・湖沼等で行う漁業のことです。村上市における主な漁獲物はサケ、サクラマス、アユなどです。

**101. 二次林**

伐採や風水害、山火事などにより森林が破壊された跡に、土中に残った種子や植物体の生長などにより成立した森林のことです。

**102. 認定農業者（認定農業者制度）**

農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向け、自らの創意工夫で経営の改善を進めようとする計画を市町村等が認定し、認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。

**103. 農村環境改善施設**

農村地域の生活環境整備と農村居住の福祉の推進と地域連帯を図り、都市と農村の交流起点とするため設置された施設のことです。農村環境改善センターなどがそれにあたります。

**104. 農村環境計画**

環境に配慮した農業農村整備事業実施の基本構想で、農業農村整備事業の効率的かつ円滑な推進に資することを目的とした計画のことです。

### 105. のりあいタクシー

同じ方面へ向かう不特定多数の乗客が相乗り  
で利用するタクシーのことです。

#### ■ は行

### 106. ばい煙

物の燃焼に伴って発生する煙と煤のことで、  
大気汚染の原因となります。大気汚染防止法で  
は、物の燃焼等に伴い発生する硫黄酸化物、ば  
いじん、有害物質（カドミウム、塩素、フッ化  
水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る  
被害を生ずるおそれがある物質で政令で定め  
るものと定義されています。

### 107. 白砂青松

白い砂浜と青々とした松原により形成される  
日本の美しい海岸風景のたとえです。

### 108. パートナーシップ

協力関係、共同、連携のこと。環境パートナ  
ーシップの場合は、環境問題を解決していくた  
めの市民団体間、地域コミュニティ間、事業者  
間の協力関係、あるいは市民・事業者・行政が  
それぞれの役割分担に基づいた協力関係を指  
します。

### 109. パブリックコメント(パブリックコメ ント制度)

行政が政策の立案等を行おうとする際に、そ  
の案を公表し、この案に対して広く市民等から  
意見や情報を提出していただく機会を設け、行  
政は提出された意見等を考慮して、最終的な意  
思決定を行う制度のことです。

### 110. パリ協定

2015年の「国連気候変動枠組条約締約国会議  
(通称 COP)」で合意された、2020年以降の気  
候変動問題に関する国際的な枠組みです。温室  
効果ガス削減に関し、「55カ国以上が参加する  
こと」「世界の総排出量のうち55%以上をカバ  
ーする国が批准すること」を発効条件としてお  
り、平成24年(2016年)11月4日に発効し  
ました。

### 111. ビオトープ

ギリシャ語で生命を意味する Bios と場所を  
意味する Topos を合成してドイツで初めて用い  
られた造語で、「生物の生息・生育空間」のこ  
とです。開発事業などによって環境の損なわれ  
た土地や都市内の空き地、校庭などに造成され  
た、生物の生息・生育空間を指している場合も  
あります。

### 112. 光害(ひかりがい)

良好な照明環境の形成が“漏れ光”によって  
阻害されている状況またはそれによる悪影響  
のことです。過度な夜間照明は、天体観測など  
の社会活動や睡眠などに障害を与えるほか、農  
作物の生育や野生動植物の成長に影響を及ぼ  
すことがあります。

### 113. 微小粒子状物質(PM2.5)

微小粒子状物質(PM2.5)とは、大気中に浮  
遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが  
2.5 $\mu\text{m}$ (1 $\mu\text{m}$ =1mmの千分の1)以下の非常に  
小さな粒子のことです。その成分には、炭素成  
分、硝酸塩、硫酸塩、アンモニウム塩のほか、  
ケイ素、ナトリウム、アルミニウムなどの無機  
元素などが含まれます。また、さまざまな粒径  
のものが含まれており、地域や季節、気象条件  
などによって組成も変動します。



**114. 伏流水**

河川敷や旧河道の下層にある砂礫層あるいは化石谷内の砂礫層中を流れている地下水で、河川との水理的な関係が強いものをいいます。

**115. 浮遊粒子状物質**

浮遊粉じんのうちで、粒子径が 10 $\mu$ m 以下のものを指します。発生源としては、工場・事業所や自動車などから排出されるばいじん・粉じんなどの人為的なものと、土壌の舞い上がりや海塩粒子、花粉などの自然的なものがあげられ、肺や気管に沈着して呼吸器に悪影響を及ぼすことが知られています。

**116. フロン類・フロンガス**

メタン、エタン等の炭化水素にフッ素及び塩素が結びついた化合物の総称で、正式にはフルオロカーボンといいます。化学的に非常に安定しており、洗浄剤、冷媒、発泡剤等に広く用いられています。フロン類そのものは無害ですが、オゾン層を破壊するほか、強力な温室効果ガスでもあります。

**117. 平成の名水百選**

平成 20 年に環境省が選定した全国各地の「名水」と呼ばれる 100 か所の湧水、河川水、用水、地下水のことです。新潟県内では、村上市の吉祥清水と荒川のほか、妙高市の宇棚の清水、上越市の大出口泉水が選定されています。

## ■ ま行

---

**118. まちづくり協議会**

おおむね小学校区を区域として、地域が主体となって課題解決等のまちづくりを行うために町内会などのコミュニティを中心に、その地域に住む人や団体など、みんなで作られた地域を代表する新しい住民自治組織です。

**119. 町並み**

町に家々が立ち並んでいる様子のことです。町並み保存とは、伝統的な建築等が残る町並みを保存することにより、その町ならではの個性や魅力を再生させ、合わせて住民の生活環境を整備することをいいます。

**120. 松くい虫**

マツノザイセンチュウのことです。松に寄生し、枯死させます。マツノマダラカミキリが媒介し、被害が拡大します。

**121. 緑のカーテン**

植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法のことです。環境技術としては、壁面緑化と同様です。

**122. 緑の少年団**

緑を愛し、守り、育てる心を養うことを目的に活動する少年たちの自主的団体のことです。昭和 35 年（1960 年）、国土緑化推進委員が、グリーンスカウトの名称で緑化を実践する少年団の結成を呼びかけたことに端を発しています。

**123. 木質バイオマスストーブ**

木質ペレットや木質チップ、薪を燃料とするストーブのことです。間伐材の利用促進や非化石燃料を用いることによる地球温暖化対策としても注目されています。

**124. モニタリング調査**

大気、水質、騒音、地盤沈下等の状況や植生・生物等の状況といった環境の監視・調査を行うことです。



■ や行

125. 有害鳥獣

人畜や農作物に被害を与える鳥獣のことです。野生動物であるクマ、サル、ハクビシン、カラスなどが、市街地や農地に入り込み、何らかの被害を及ぼした場合には呼ばれます。

126. 林野面積

現況森林面積に森林以外の草生地（野草地）を加えた面積のことです。

■ ら行

127. ライフサイクル

製品の企画段階から、開発、製造、生産準備、調達、生産、販売、保守といった一連の製造から廃棄・再生利用までのサイクルを示します。

128. 林業における六次産業化

1次産業としての林業従事者自らが、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等のあらゆる事業と業務提携を組み、加工、流通、販売などの経営形態になることを指します。

129. 林分

樹木の種類（組成）とその大きさや密度（構造）がほぼ一様な樹木の集団と、それらが生育しているひとまとまりの林地の呼称です。

■ ローマ字

130. BOD（生物化学的酸素要求量）

Biochemical Oxygen Demand の略です。河川などの水の汚染の度合いを示す指標であり、水中の有機物等の汚染物質を微生物によって無機物あるいはガス化するときに消費される酸素量（mg/l）で表したものです。数値が高いほど、水中の有機汚染物質の量が多いことを示しています。

131. COD（化学的酸素要求量）

Chemical Oxygen Demand の略です。湖沼・海域などの水の汚染の度合いを示す指標であり、水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量（mg/l）換算したものです。数値が高いほど、水中の有機汚染物質の量が多いことを示しています。

132. COOL CHOICE

令和12年度（2030年度）に温室効果ガスの排出量を平成25年度（2013年度）比で26%削減するという目標達成のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買い換え、サービスの利用、ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという国民運動のことです。

133. CSR

Corporate Social Responsibility の略で「企業の社会的責任」という意味であり、企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を図るため、その活動の影響について責任をとる企業行動であり、企業を取り巻く様々なステークホルダーからの信頼を得るための企業のあり方を指します。

134. DO（溶存酸素量）

Dissolved Oxygen の略です。水中に溶解している酸素量のことです。代表的な水質汚濁状況を測る指標のひとつです。一般に、清浄な河川では、ほぼ飽和値に達していますが、水質汚濁が進んで水中の有機物が増えると、好気性微生物による有機物の分解に伴って多量の酸素が消費され、水中の溶存酸素量が低下します。

135. FIT（Feed-in Tariff）

固定価格買取制度のことで、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定期間中は同じ価格で買い取ることを国が約束する制度です。

**136. GJ**

ギガ (Giga)・ジュール (Joule) の略号です。ギガは10の9乗のことで、ジュールはエネルギー量の単位です。0℃の水1Lを100℃まで沸騰させるには418,000Jが必要です。

**137. IPCC (気候変動に関する政府間パネル)**

Intergovernmental Panel on Climate Change の略です。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関して、科学的・技術的・社会経済的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、昭和63年(1988年)に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された組織です。地球温暖化についての科学的な研究と最新の知見の評価を行い、数年おきに「評価報告書」を発行しています。

**138. pH**

水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを示す数値です。pH=7の場合に中性と呼ばれ、pH値が小さいほど酸性が強いとされ、逆にpH値が大きいほどアルカリ性が強くとされます。

**139. RCP シナリオ**

RCPとはRepresentative Concentration Pathwaysの略で、直訳すると代表的濃度経路シナリオを意味します。IPCCの第5次評価報告書では、低位安定化シナリオ(RCP2.6)、非常に高い温室効果ガス排出量となる高位参照シナリオ(RCP8.5)、及びその中間の低位安定化シナリオ(RCP4.5)及び高位安定化シナリオ(RCP6.0)の4つが設定されており、S8データでもRCPシナリオを用いた予測を行っています。

**140. S8 データ**

「環境省環境研究総合推進費 S-8 温暖化影響評価・適応政策に関する総合的研究(2010～2014)」における影響評価の研究成果のことをいいます。

**141. SS (浮遊物質量)**

Suspended Solids の略です。水中に浮遊または懸濁している直径2mm以下の粒子状物質量のことです。粘土鉱物による微粒子、動植物プランクトンやその遺骸、下水・工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿物などが含まれます。浮遊物質量が多いと、透明度などの外観が悪くなるほか、水生生物の生息・生育環境に影響が及ぶことがあります。

**142. TJ**

テラ (Tera)・ジュール (Joule) の略号です。テラは10の12乗のことで、ジュールはエネルギー量の単位です。

**143. ZEH (net Zero Energy House) ・ ZEB (net Zero Energy Building)**

室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー消費量の収支を正味でゼロ又は概ねゼロとなる建築物のことです。ZEHは“ゼッチ”、ZEBは“ゼブ”と呼ばれます。